

平成27年第3回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成27年9月15日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	9番	船 橋 義 明
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総務部長兼技監	奥 村 智 彦
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	岩 越 誠

建設水道部長	那波哲也
教育文化部長兼教育 文化部教育文化課長	田中幸治
会計管理者 兼会計課長	浅野薫夫
総務課長	足立篤隆
企画課長	堀仁志
環境経済課長	平岩敬康
住民課長	加藤順子
福祉健康課長	服部敦美
給食センター所長	伊藤博臣
郡教委学校教育課長	森透

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島直樹
書記	朝日純子
主任	亀井昭宏
主任	小池哲也

1. 議事日程（第2号）

平成27年9月15日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（船橋義明君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（船橋義明君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

第2回定例会一般質問では、教育のICT化について質問をいたしました。

内容といたしましては、1. D O - I T J a p a nの積極的活用をどのように考えるか、2. 各教室への電子黒板配置をどのように考えるか、3. 電子教科書への対応を考え、児童・生徒への情報端末配備をどのように考えるかでしたが、答弁としては大変前向きなものをいただいております。

今回は、その延長線上として、各学校のホームページを取り上げることといたしました。

学校のホームページについては、私が松枝小学校、笠松中学校のPTA役員をさせていただき始めた平成15年ごろからずっと感じていたことがありました。

また、教育のICT化についての質問を作成する過程で、各学校の先生との議論や岐阜市教育研究所での視察を踏まえて、今回の一般質問で取り上げさせていただくことといたしました。

まず、私の学校のホームページに対する考え方の基本としては、1. 学校と保護者をつなぐ信頼のツールであること、2. 学校と児童・生徒をつなぐ優しいツールであること、3. 学校と地域をつなぐ大切なツールであること、4. 学校と地域外とをつなぐ情報公開のツールであること、この4点だと考えております。

また、現在ではスマートフォン等の普及や各家庭へのコンピューターと高速データ通信網の普及が進み、ごく一部の保護者以外の方への対応は限定的なものとなりつつあります。これはあんしんかさまつメールの学校グループの普及率からでもわかるのではないのでしょうか。このような背景をもとに、ホームページの能動的活用により、紙ベースでの連絡を最小限度に抑えた上で、保護者に届かない等のミス低減や双方向性による確実な集計の実施が考えられます。

現在の笠松町内4校と二町教育委員会、笠松町及び岐南町の各学校のホームページを一見した感想をまとめてみました。

1. 二町教育委員会リンクページの中で、笠小ホームページへのリンクが切れている。

2. 笠松町ホームページ内で各学校へのリンクが確認できなかった。
 3. 笠松小学校ホームページ新着情報は、2014年10月笠松小学校公表会の御案内が最新であった。
 4. 松小ホームページ、平成27年度の学校についてはアップされているが、現在の学校の状況についてわからない。保護者として見てみたいと思う内容ではなかった。
 5. 下羽栗小学校ホームページ、4校の中では最も積極的な更新が行われているが、児童・保護者が見たい情報をもっと研究していただきたいかった。
 6. 笠松中学校ホームページは、「27年8月20日ホームページをリニューアルしました、NEW」とトップページに記載されてはいるが、どこを更新したのかよくわからなかった。体育館は26年2月に改築されましたと学校概要に記載されてはいるが、写真は古い航空人文字写真が使われている。広報に載った体育館の写真は既に学校側には渡してあります。平成26年度学校評価についてのページはあるが、27年度の目標等学校経営方針等の記載がない。笠中も生徒・保護者が見たい、再び訪れようと思うような内容にはなっていない。
 7. 岐南町の各学校のホームページのアドレスを見ると、「<http://www.eps.town.ginan.gifu.jp/>」とあり、町のサーバーを活用していることがわかるが、笠松町の場合、各学校とも「<http://www.ccn3.aitai.ne.jp/>」のように、各学校で契約されているケーブルテレビの無料分のサーバーを利用している。
 8. 岐南町の各学校ホームページはプラットホームが統一されており見やすく、笠松町の学校より更新が頻繁に行われている。恐らくCMS方式が取り入れられていると思われる。
- また、先生方からお聞きしたこととして、笠松町のサーバーを学校に解放していただきたいということ。岐阜市教育研究所の報告にもある、学校ホームページの効果的な活用について詳しく報告されていることを読み、まずはホームページに対する信頼と愛着が原点であると感じたことと、それを支えるのが頻繁な更新にあると感じています。そのためにも、HTMLやCSS等専門的な知識がなくても、ホームページの管理・更新ができるCMS方式にすべきだと考えています。
- このような指摘を行いました結果だとは思いますが、8項目中何点かは既に入れかえや更新などに対応していただいております。笠松小学校の場合も担当のというか、大変こういうことにたけた先生が4月に赴任され、6月までにはリニューアルをする予定だったということで、アップする前のものも見せていただきましたが、これもCMS方式にしていれば6月までの更新は容易だったと思われます。そういうたけた先生でもふぐあいなどでアップできなかったということで、ぜひとも検討していただきたいということでもあります。かなり急いできょうに間に合うように更新されたのではないかなというふうに感じております。
- 以上のようなことを踏まえて、以下のような質問をいたします。

1. 笠松町内の小・中学校のホームページの運用について、各学校のホームページへのアクセス数及び解析を行っているのか。結果についての考え方はどのようなのか。学校にとってのホームページをどのように考えているのか。CMS方式等へ移行する考えはないか。町として学校ホームページへの支援は考えているのか。

また、第2回定例会で質問した教育のICT化についての具体的な計画と進捗状況はどのようなになっているのかを質問いたします。

これで1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（船橋義明君） 川島議員の質問に対する答弁をお願いします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの御質問の中で、まず第1点の小・中学校のホームページの運用と、そしてまたいわゆるサーバー等の開放についての御質問、CMS方式についての御質問の中で御答弁をしたいと思います。

現在、町ではICT活用支援事業の業務委託の中で、情報処理技術者の派遣によってホームページの更新作業や、あるいは助言やふぐあい等の復旧などの支援は行っておりますが、学校のホームページをこれからリニューアルする際には、やはり学校ホームページの更新が行いやすいような、今議員からお話があったようなCMS方式の導入を行ってまいりたいと考えておりますし、またサーバーの利用についても、町の内部サーバーで共有するのがいいのか、あるいは外部のレンタルサーバーを利用する方法も含めて、効率的に運用ができるように学校とも検討していきたいと思っております。いずれにしても、そのような準備を早急に進めたいと思っております。

そして、また2つ目の教育のICT化についての進捗状況等の御質問であります。町では効果的でわかりやすく深まる授業の実現のために、教育のICT化に向けた環境整備を来年度から実施するために、具体的な計画の作成に着手をいたしました。このICTの環境整備として、既に各学校の教育に配備してあるデジタルテレビとパソコンを活用しながら、効果的学習が可能な、いわゆる国語と算数のデジタル教科書を小学校全学年に導入するために、これは本議会へ補正予算で提出をさせていただいておりますが、いずれにいたしましても、この21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境の整備を図るために、国が第2期の教育振興計画で目標とされている数字の達成には、笠松町はやはりもっとスピード感を持って進めていきたいと思っておりますし、この事業の整備のことについては私の前の選挙の公約でもありますので、これに関しては早期に整備を進めてまいりたいと思っております。

○議長（船橋義明君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 学校のホームページについてでございますが、町内の小・中学校のホームページは、保護者や地域との連携強化を図るツールとして、それからタイムリーな学校の

情報を提供すること、学校教育計画や学校評価を公開して説明責任を果たすことなど、非常時の対応等の情報提供などが大きな役割でございます。各学校では情報主任を中心にして、これらの役割を踏まえ、常に更新をしていただくように働きかけているところでございます。

各学校のホームページへのアクセス数や解析、それから結果についてでございますが、保護者には学校たよりや学年たより、それから学級通信で定期的に、これは紙ベースでございますが、情報を届けております。低学年では、次の日の準備を自分でできるようにするために、児童が自分で書いた連絡帳や予定帳を通して保護者、家庭との連携を図っているところでございます。緊急に周知・連絡したいことにつきましては、携帯電話を活用したメールや一部電話で届けなければならない人もおりますが、この方法が現在のところ一番保護者に届くツールになっております。ホームページに情報がタイムリーに発信されていない状況の学校もありましたので、改めて更新の依頼をしたところでございますし、今議員の御指摘されたような更新がようやく動き始めております。一層地域や保護者に近いホームページの整備を進めていきたいと考えております。

議員御質問の各学校のホームページのアクセス数の設置につきましては、現在では笠松中、それから新たに笠松小がカウンターの設置をしておりますけれども、それぞれの学校の考え、必要性に応じて設置してもらえばというふうに考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

町長のほうからは大変前向きな答弁をありがとうございます。公約ということもありましたし、近隣の市町、各務原も岐阜市ももう既に行っておりますので、できるだけ早期に子供たちのために進めていってほしいなあと思っております。ありがとうございます。よろしくお願ひしますということです。

それと、教育長のほうにちょっと質問をさせていただきたいんですけども、二町教育委員会のホームページで笠松小学校のリンクが切れていたということをお話ししたんですけども、二町教育委員会では、教育委員会のホームページというのはどのような形で管理されているのかということと、私が思ったのは、あそこのリンクが切れているということは、二町教育委員会としては笠松小学校のホームページについては全く見ていないんじゃないかなというふうに感じたんですが、ホームページを監督というか、管理する責任というのは二町教育委員会には有していないのかなのか、各学校が勝手にやっていたらいいのかどうかということについて御質問します。

○議長（船橋義明君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 教育委員会では、絶えず更新を依頼しているところでございますけれ

ども、それぞれの学校の実情があつて、それから情報主任というのがとりわけ情報に詳しいという人ばかりではありませんので現在のような状況でございますし、私どものほうもけさもホームページを見ておりますし、私どもの担当が常時ホームページを見ております。

ただ、二町教育委員会が新しい庁舎へ移動しまして、それから従来の情報発信がなかなかできない容量のものでございましたので、本年度12月にはホームページをもう一度きちんと更新し、CMS方式にして、担当の誰からも新しく情報発信ができるように今整備をしているところでございます。

それから、2つ目の管理する責任についてでございますが、これは絶えず私どもが町民の皆さんや、地域の皆さんに学校の情報を適切に公開していただくということで、私どもが管理している情報につきましては、例えば、いじめの防止基本方針というのを全部の学校にきちんと張ってくださいと、学校たよりをきちんと張ってくださいと、こういったことはお願いしておりますが、どこのどこまでをそれぞれの学校で整備しなさいというような特定の指示はしておられないのが現実でございます。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

今、御答弁の中であつたので、それについてまた質問を続けるわけですが、二町教育委員会のサーバーを今度、年度末に整備されるということでしたので、例えば小・中学校の先生というのは2町をほぼ行ったり来たりしている方が多くて、たまに人事交流で外から見える方もおるんですけども、例えば学校用のサーバーを二町教育委員会で一体としてこの際整備をして、小・中学校のホームページや教職員のメールはそのサーバーで管理すると。教育委員会で管理するという方式に変えられたほうが、例えば笠松の学校から岐南町に変わっても、同じCMS方式、同じ方式でホームページの更新ができるというようなことになってメリットが多いのではないかと。それで、管理が教育委員会に集約されるのではないかと思うんですが、もちろんこういうふうにするためには岐南町との話し合いが当然必要にはなると思います。費用については負担金で出せば出せないことはないと思うんですが、教育委員会として、そういうサーバーの設置についてはどのように考えますか。

○議長（船橋義明君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 二町教育委員会が一括してサーバーを持ち、そして学校のホームページを管理するという方策については、それはできないわけではないと思っておりますけれども、私どもが学校に依頼をして、この情報とこの情報を絶えず更新しなさいと、こういったことは私どもは言うつもりはありません。学校が積極的に自分の学校を幅広く公開し、学校の状況というのを地域の皆さんにお知らせする、保護者にお知らせするツールとして、学校のベストな

方法で使ってくださいればいいわけですし、今回も笠松中学校でいいですし、岐阜新報に出た笠松中学校を数ページにわたって載せていただきましたが、それを先方に御了解をとって張りつけていると。これは学校のアイデアでございますし、それからホームページの中にボランティアのコーナーをきちんとつくって、それを積極的に地域の方に公開すると。それは学校独自の方針でございますし、私どもはそれをあれこれ指示するつもりはありません。

ただ、お話をされたように、私どもにサーバーを持って、全てそこで各ホームページを管理するというようなことについては手法上はかなり難しいことだと思いますし、費用もかなりかかるのではないかと、検討はまだしておりませんので、どれぐらいかかるかということについては具体的には申し上げられませんけれども、それ相応の費用がかかることでございますし、それから、一方では間違いなく町のホームページと、これから先はリンクをきちんと張り、町民の皆さんが町のホームページを見たときに学校のホームページにも飛んで、学校のホームページを見てみようという気持ちになっていただくような手配をしていくことは、これから先は必要だというふうに思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ぜひとも学校グループとしての教育委員会のサーバーを設置して、費用が幾らになるかというのは今から積算していただいて、ちょっと前向きに真剣に検討していただきたいということが、同じ方式で更新ができるプラットフォームをつくり上げていくということが新鮮な情報を出し続ける、見てもらえる内容になるのではないかなというふうに思うんですね。

例えば、本議会に上程されている26年度決算の決算説明資料の52ページに出ているわけなんですけれども、笠松町のホームページのアクセス数の推移が書いてありますね。22年度が20万9,000というので、大体それぐらいで推移して、25年度になると24万9,000というように急に4万5,000ほどアップしているんですね。これは24年度末にCMS方式に更新したことにより、より活発な更新と情報の鮮度が上がったのではないかなと。もちろんふるさと納税応援寄附金のアクセス数も大きく貢献はしているとは思いますが、そういう更新をすることによって、また見てみたい、また見に来る、私の息子が載っている、私の娘が載っている、私の町内の人が載っているということで見に来ていただけるのではないかなというふうに思っています。

6月のときに言った岐阜市教育研究所でいただいた教育研究所調査報告第2号の中にも、学校ホームページの効果的な活用についてということで、これは境川中学のCMS方式に変更する過程のことが詳しく書いてあるわけなんですけれども、その中でも、例えば〇〇を見るためにS中学のホームページを見に行くという、メールで配信されるわけではなく、ホームページというのは自分みずからが能動的に行かないと見てもらえないですね。

でも、例えば自分の息子が載っていると。もちろん名前と顔が一致するような載り方は難しいとは思いますが、全体像の中で親が見れば後ろ姿でもわかると思うんですけども、そういうように生き生きとした写真を載せていらっしゃる、そういうところというのは必ずアップしていくんですよ。例えば私立の幼稚園や何かのホームページというのは、もちろんパスワードはかかっているんですが、本当に子供たちの生き生きした写真を見に、親たちは一生懸命アクセスしていく。毎日のようにアクセスするから、ホームページのトップページのところに、台風でこうしますというのをぱっと出せば、もうそれで伝わってしまうということなんですよ。

そういった意味でいうと、ホームページというのは実に有効的に活用できると思うんですね。例えば学校で配付するプリントも、学校たよりという月に1回出されているやつというのは、各学校のホームページにほとんど張りつけてあるんですね。あれを、例えばあんしんメールで出すときに、アップしましたのでここへ見に行ってくださいといってアドレスを張りつけておけば、タップすればそこへ見に行けるようにすることによって、もうそれで1回分、各学校の紙が要らなくなるじゃないですか。そうすると約2,500枚、4校で2,500人の生徒がいますので、4回それをやれば1万枚の紙が削減できるわけなんですよ。こういう環境にできてきたというのもあんしんメールを整備して、あんしんメールを受け取ることによって、自分たちがいかに子供たちの安全が守られているか、安心できるかということがお母さん方は物すごく実感されてきたんですね。

最初にあんしんメールを導入したときは、受信するためのパケット代がもったいないのでやめてくれという苦情を随分いただきました。けれども、今はそんなことを言う人は誰もいませんね。高速通信網になって、一定料金で使いたい放題になったということもあるんですけども、そういう通信環境の変化というのをぜひとも有効に活用していただきたい。活用した上で、経費の削減を図っていただきたいと思うんですが、そこら辺の教育長の考え方はいかがですか。

○議長（船橋義明君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 恥ずかしいことに、今、あんしんメールを通してホームページを更新しましたので見てください、こういったアイデアは私は気がつきませんでした。参考にさせていただきたいと思いますし、一層学校のホームページにアクセスしていただける方が多くなるような工夫を加えていきたいと思っています。

それから、一方では紙というのも大変重要な媒体でございまして、子供たちが自分で手書きをしたものを親さんに直接届けて、親子できちんとあしたの予定を確認し合うといったこともとても大事なことでございますので、これをおろそかにせず、議員のおっしゃったようなあんしんメールを介して、しかもホームページへアクセスしていただき、早い正確な情報を手に入れていただくような方法についても、これから工夫してまいりたいと思っています。

[4番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

そうですね、なかなかそういうことは思い浮かばなかったということなんですけれども、いずれにしても、自分で書いて、うちへ帰ってきてお母ちゃんに、お父ちゃんに、あしたこうあるでね、今度運動会あるでねといった子供とのきずなのやりとりがすごく大事だと私も思っています。全部をデータにより配信しろとは言いませんし、全部をメール配信しろとも言いません。その中で、できることから順番に、極度な個人情報の載ったやつ以外で、それで済ませられるものはだんだんと。これは例えば、先生がワープロソフトを使ってパソコンで制作するのは一緒なんです。それをPDFで印刷するか紙に印刷するかの違いだけなんです。PDFに印刷してしまえば、それはメールでの直接的な配信もできますし、ホームページにアップロードすることも簡単にできるわけですね。そうすると、印刷機で印刷したやつの数を数えて、丁合いしながら、しかもどの子にも配るということを考えながらということを含めて先生方の雑務といったら失礼かもしれませんが、そういう時間を削ることができるのではないかと。より一層子供と向き合う時間に持っていけるんじゃないかなというふうに考えるんですね。だから、全ての紙情報をなくすということではなくて、親子のきずなを図りつつ省力化し、先生方の子供に向き合う時間を少しでもふやしていただきたいなというふうに感じています。その点についてはどうですか。

○議長（船橋義明君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 現在のところ、議員のおっしゃるような方策が保護者の中にどんどん浸透していくことがあれば非常に有効だと思っています。

ただ、現在のところでは、親さんに見ていただくという案内を何かの形でしなければ見ていただけないという親さんも随分いらっしゃいますので、ここのところを少し議員からアイデアをいただきましたので、工夫をしてまいりたいと思っています。

それから、学校たより等をPDFで張りつければ簡単に片づくという御意見でございますが、学校たよりというのは、学校で印刷をして、それを子供たちに配ってうちへ届けなさいと言っているのではなくて、教室で学校たよりを低学年であればきちんと読んで、こういったことが書いてあるよと言ってうちへ届けなさいと言って、ペーパーを通して親と子供たちの会話が進むように学校では手配しておりますので、そういった一方では親子の触れ合いというものを学校たよりやら、予定帳等を通してきちんと図っていくことも大事にしていきたいと思います。

[4番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 全くそのとおりだと思います。

なので、これが例えば、時代の流れの中で、ツールを変えればいいんですね。帰りの会のように、電子黒板に学校たよりを写して、先生がこういうふうですよと、そこで一人一人のタブレットに写してもいいです。そうやってお話をして、うちへ帰ったらお母さんにホームページにあるで見に行つてねと伝えてねと言つてもいいわけです。それもきずなだと思うんですね。それは紙ということを使わないで、省力化しつつ親子のきずなを深めるという方式だと思うんですね。だから、余りにも一つのことにとらわれずに、多角的に考えてほしいと。

例えば、毎日もらってくる連絡帳ですね、あしたの予定を書いてくるやつ。例えば、LDの子なんかだと書いた字が自分でも読めないんですね。何が書いてあるか自分でもわからないから、当然親が見ても何が書いてあるかわからない。でも、本人は一生懸命書いている。でも、結局それで忘れ物をしたり、わからないから友達のところへ走っていったりと、それもメールで送れとは言いませんが、そういうことも個別に対応できる時は対応していただきたいなというふうに思いますので、これはぜひとも、さきのことと一緒に検討していただきたいなというふうに思います。

以上で、質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（船橋義明君） 続きまして、2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

本日のテーマは、マイナンバー制度であります。

それでは、質問書を読み上げさせていただきたいと思います。

新しい行政インフラと言われるマイナンバー制度が来年1月より始まります。運用に先立って、ことし10月1日からは全国民に対して通知カードの送付が市町村を通じて行われます。

また、来年1月からは個人の申請により個人番号カードの発行が始まり、17年には特定個人情報情報のやりとりなどをインターネット上でできるマイナポータルの運用が始まります。さらに、将来的には銀行口座や病院のカルテなど、幅広い民間での活用が期待されているところであります。

その一方で、世間一般のマイナンバー制度に対する認知度は低く、内閣府の最新の調査でも、「内容まで知っていた」は約43%という状況であります。

また、一部の市民団体からは、マイナンバー制度により個人のプライバシーが監視されるのではないかと、情報漏えいが心配と反対や不安視する声も上がっております。確かに、行政や国民生活に大きな影響を及ぼす新しい政策が来年早々から始まるという割には、政府や自治体による広報や啓発活動は十分とは言えません。

そこで、今回はマイナンバー制度について、特に笠松町のような市町村行政にかかわる事業

に絞って議論を進めたいと思います。もう一つの柱である民間企業関連につきましては、法人ナンバーも含め内容が広範囲に及ぶため、今回は割愛させていただきます。

まず、マイナンバー制度についての基本的な部分について確認をいたしたいと思います。

この制度の導入の目的は主に3つあるとされております。1つ目は、税と社会保障の分野で、さまざまな個人情報をひもづけて一元管理する。2つ目は、行政の縦割りを横につなぐことで効率化を図る。3つ目は、災害時における本人確認などへの活用であります。

そこで、最初の質問をいたします。

来年1月からのマイナンバー制度の運用により、笠松町の行政はどのように効率化されるのか、それに伴い職員の業務も軽減される見通しなのか。

また、将来的な話になりますが、条例に基づくことを条件に自治体独自のマイナンバーの利用について可能になるようですが、現段階ではどのように考えておられるでしょうか。

さらに、これが一番重要かと思われませんが、住民生活にどのような影響が出てくるのか、できるだけ具体例を用いてお示しいただきたいと思います。

次に、現状の取り組みについてお尋ねいたします。

先ほどもお話ししましたが、ことし10月から、住民基本台帳に基づいて外国人を含む全町民に12桁の番号が記された通知カードの送付が始まります。また、来年1月以降は、本人確認の上で個人番号カードの交付も受けることができます。

そこでお尋ねします。町でのマイナンバー制度スタートに向けての職員体制はどうなっているのか、また職員向けの研修などの状況はどうでしょうか。

また、制度に伴う条例改正やシステムの変更などはどのように行われるのか、準備段階に係る経費は幾らぐらいを見込んでいるのかについてお答えいただきたいと思います。

続きまして、住民への説明と啓発についてお尋ねします。

冒頭でお話ししましたように、マイナンバー制度の世間一般の認知度や関心度はまだまだ低いのが実情であります。笠松町においても、来年の本格運用におきまして、住民の方々にトラブルが生ずることなく、正しく利用してもらうためにも、周知徹底は欠かせないと思います。

また、マイナンバーは新生児にもつけられることから、小・中学生らにも教える機会が必要ではないかと考えます。

さらに、17年から始まるネットサービス、マイナポータルの運用を踏まえて、高齢者など、いわゆるIT弱者への対応も課題になってくると思いますが、これら住民への説明と啓発について、具体的にどのように進められるおつもりなのでしょうか、お答え願いたいと思います。

最後に、現段階で指摘されている問題点について対応策をお聞きいたします。

マイナンバー制度そのものに異を唱える人々からは、個人情報の流出や成り済まし犯罪に悪用されるおそれがあるとの指摘がされています。町では、こうした不安に対してどのような見

解を持っておられますでしょうか。

また、通知カードの送付の際に所在不明者が出てくる可能性が十二分にあり得ます。こうしたケースへの対応と、また所在不明のため宙に浮いてしまった通知カードの取り扱い処理はどのようなになるか。そして、このことは住民基本台帳などにどのように反映されるのかをお示しいただきたいと思えます。

さらに、DV被害、ドメスティックバイオレンスの被害などを理由に現住所を隠避している人への対応はどうか。

また、個人番号カード発行時の本人確認の際に、さまざまな理由から役場に赴けない方に対してはどのように対処されるつもりなののでしょうか。そして、この種の対応というのは、どの自治体も全国一律で行われるのでしょうか。そのあたりも含めてお答え願いたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（船橋義明君） 古田聖人議員の質問に対する答弁をお願いします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、古田議員さんからの、今のマイナンバー制度に関する質問に対して御答弁をさせていただきますが、この制度に関しての今の質問の要旨や質問事項等は、かなり細部にわたっていろいろお聞きいただいていますから、少し時間がかかるかもしれませんが、ゆっくり回答していきたいと思えますのでお聞きいただきたい。

まず、第1点のこの制度によって、いわゆる行政はどのように効率化をされて、また職員の業務はどう軽減されるかという御質問であります。この制度の導入によって、やはり国の行政機関、あるいは私どものような地方公共団体というのは、いわゆる個人情報同一人の情報であるかどうかの確認を容易に行うことができるようになってくるのがまず第1点であります。これによって、やはり町が保有するデータと関係機関から提供されたデータの結びつけ等の作業において、誤った結びつきや、あるいは転記ミス、入力ミスなどが解消でき、そしてまた確実な事務処理につながるとともに、これまでの確認作業等に要していた手間や、あるいは負担の軽減というのが期待できるものではないかと思えます。

また、国の行政機関や、あるいは他の地方公共団体との間における個人番号の情報連携の運用というのは、2年後の29年7月から開始になる予定であります。そしてまた、この自治体独自のマイナンバーの利用についての御質問であります。個人番号の独自利用については現在調査・研究しているところでありこれは今後マイナンバー制度が定着して、税や、あるいは福祉分野におけるいろんな運用実績が蓄積されていく中で、住民の皆さんの利便性の向上が図られるように、積極的に制度設計をしていきたいと思っております。

次に、じゃあこのマイナンバー制度で住民生活にどのような影響が出てくるのかという御質問であります。マイナンバー制度が始まりますと、税や福祉分野におけるさまざまな手続に

ついて、個人番号の記入や、あるいは個人番号の提示が必要となってまいります。

例えば確定申告の際に個人番号の記入が必要になってくることや、あるいは厚生年金の請求の際に個人番号の提示が必要になってくるなど、今までの手続にも影響が出てまいります。

また、企業においても、源泉徴収票の作成や、あるいは社会保険、雇用保険等の手続の際に従業員の個人番号が必要となってまいりますので、従業員全員の個人番号を管理する必要が企業に出てまいります。

一方で、またこのマイナンバー制度のメリットとして、いわゆる福祉サービス等の申請において、これまで必要であったいろんな添付資料の提出というものに対して、これを省略することができるようになってくることや、あるいは行政手続の簡素化が図られて、住民の方々にとって負担の軽減と、そしてまた利便性の向上ということにつながって来るとも言えます。

そして、このマイナンバー制度のスタートに向けて、職員の体制はどうなっているかということや、あるいは職員向けの研修の状況はどうなのかという御質問であります。御承知のとおり、この10月から個人番号が記載された通知カードが全町民の皆さんに配付をされます。そして、この通知カードというのは、地方公共団体情報システム機構から住民票の住所に、順次簡易書留で郵送されることとなりますが、議員が言われたように、確かに受取人が不在などによって郵便局の保管期間が経過した場合は、この郵便物は全部町に返戻されることとなりますから、この処理に係る事務量の増加というのが想定をされるわけであります。

さらに、従来の住民基本台帳カードにかわる個人番号カードの交付事務も加わってまいりますので、この事務を担当する住民課においては、当面は相当な事務量の増加と、あるいは窓口の混雑というのが予想されますが、他の課からの職員の応援体制も視野に入れて、万全な事務体制がとれるよう人事配置についても調整をしております。

また、職員研修につきましては、今後、特に対応を迫られる住民課窓口において混乱を来すことがないように、早急に事務取り扱いのマニュアル等の整備を行って、順次実施をしていきたいと思っております。

その次に、このマイナンバー制度に伴う条例改正についての御質問であります。条例等の規定整備については、まず個人情報保護条例の一部改正については今回の定例会に提出をさせていただきます。この条例は、いわゆるマイナンバー制度で最も重要となる個人情報の保護について、個人番号を含む個人情報の取り扱いに関して規定を整備したものであります。今後このマイナンバー制度の運用開始となる平成28年1月までに、いわゆる特定個人情報を庁内で利用する庁内連携に関する条例整備や、あるいは税や福祉関係の各種申請書に個人番号の記入欄を設けるなどの様式の改正が必要となって来ることなど、個人番号を取り扱うこととなる部署において、これを順次進めておいて条例等の規定整備を行っていく予定であります。

次に、このシステムの状況とその経費についての御質問であります。マイナンバー制度に

関係するシステムについては、平成26年度から順次進めて、町の既存システムである住民基本台帳システムや住民記録システム、税関連のシステム、社会保障関連のシステムの様式変更、そして個人番号の管理、それから表示機能の追加などのシステム改修や、あるいは団体内の統合宛名システムの構築等を行ってまいります。

また、地方公共団体における共同化や集約化を図るために、国において中間サーバーを整備しております。来年度以降には、改修した各種システムの連携テストを行ってまいります。

このシステムに係る経費については、26年度、27年度の2年間では歳出で約5,000万であり、そのうち補助金が3,500万の予定であります。来年度以降の経費についてはまだ未定であります。このシステムの連携経費や、あるいは中間サーバーの運用や保守経費などが発生してくるものと思われま。また、その他にはセキュリティーとしてのシステム面や運用面でも、さらなる対策を講じていかなければなりません。

その次に、住民の皆さんへの制度の説明と啓発について、またIT弱者への対応についての御質問であります。このマイナンバー制度の住民説明につきましては、9月の広報において、制度の概要はお知らせをさせていただきましたし、この10月から始まる通知カードの送付や、あるいは個人番号カードの申請等に関する記事を掲載して、あわせて国が作成した啓発パンフレット等を班回覧させていただいたところではありますが、なかなか議員が言われるように制度説明の対応がまだ本当に十分じゃない部分も感じておりますので、今後も個人番号カードの交付や、あるいは税・福祉分野における個人番号の利用など、機会を捉えて広報・啓発していきたいと考えております。あわせて小・中学校においても、学校と調整をして制度の周知を図りたいと考えております。

また、マイナポータルについては、行政機関が個人番号のついた個人に係る情報を、いつ、どの機関とやりとりしたのか本人みずから確認できるほか、行政機関が保有する個人に関する情報や、あるいは行政機関から個人に対して必要な「お知らせ情報」を自宅のパソコンから確認できる仕組みとして整備されますが、議員が懸念しておられる、いわゆるパソコンをお持ちでない方や、あるいは高齢者の方々などを対象として、これは国において公的機関への端末を設置するなどの対応が今予定されているところでありま。また、町などの情報保有機関に書面による開示請求を行うことも可能であって、その対策が講じられているところでありま。

そのほか、10月以降、この個人番号通知カードが各世帯に郵送された際に、制度を御存じない方や、特に高齢者の方々など、通知カードの取り扱いについて混乱が生ずることが想定をされますので、今後私どもは町内会長さんや、あるいは高齢者の方とよく接触される民生委員の皆さんの方々に、このマイナンバー制度に関する説明をする機会を設けて、地域において支援をしていただけるような制度を周知してまいりたいと考えております。

次に、個人情報の流出や成り済まし犯罪への不安に対する見解であります。御指摘のとお

り、個人情報の流出や成り済まし犯罪への対応についてはより一層注意を払い、適正な事務処理に努めていかなければならないと感じております。以前から各種証明書を発行する際に本人確認を行っておりますが、各部署の窓口で通知カードなどでマイナンバーの提示を受ける際は本人確認をすることとされており、この各部署でも運転免許証や、あるいは住民基本台帳カードなどの本人確認をより厳格に行わなければならないと考えております。

また、特に個人情報セキュリティーの面でも、マイナンバーを含む個人情報の取り扱いについては、今まで以上に十分注意を払って管理・保管するなど、引き続き対策を講じていかなければならないと考えております。

その次に、所在不明者が判明した場合の対応と通知カードの処理についての御質問であります。通知カードは、27年10月5日の法施行日の現在のデータによって、住民票の住所に世帯単位で受託事業者の地方公共団体情報システム機構から簡易書留で郵送をされます。一定期間が経過しても、配達されず不着となった通知カードに関しては、最終的に市区町村に返戻されますが、返戻された通知カードについては、各部署で把握している連絡先などを参考に本人に連絡するほか、所在不明が疑われる場合は現地調査をさせていただきます。それでも所在が判明せずに受領されなかった通知カードに対しては一定期間、いわゆる本年12月末まで町で保管した後、廃棄処分とすることになります。そして、その後は通知カードの未着者として管理をして、通知カードの再交付によって対応することとなっております。

所在不明者が判明した場合、住民基本台帳などに反映されるのかという御質問であります。先ほど申し上げましたように、現地へ確認に行くなどいろんな手段を使って調査をしても所在が判明せずに、いわゆる住民票上の住所に住んでいないと判断をした場合は、住民基本台帳法に基づいて住民票を職権で抹消するということになってまいります。

次に、DV被害などを理由に住所を隠避している人への対応についての御質問であります。この通知カードは住民票の住所に送付するのが原則であります。御質問があったような、例えば東日本大震災によって被災をして避難をされている方や、あるいはDVや児童虐待等の被害者で避難をされている方、そしてまたひとり暮らしで長期間にわたって医療機関や、あるいは施設等へ入院や入所をされている方など、やむを得ない理由などのある方は今月の25日までに、住民票の住所のある市区町村へ実際に住んでいる場所の情報を登録する手続きをしていただくことで、居所への送付をすることができます。

現在、その居所情報登録の必要性を広報やホームページ及び防災行政無線等を活用し周知するとともに、各部署で該当者の情報を今整理しているところであります。

また、DV等の被害者で、避難施設などに入居して、いわゆる居所を明らかにできない方は、市区町村にとどめ置いて、その本人確認をした上で、受領してもらえなどの方法を考え、対応してまいりたいと思っております。

次に、個人番号発行時に、さまざまな理由から役場へ赴けない方への対処方法についてであります。個人番号カードについては28年1月から申請に基づいて交付を開始しますが、原則、交付の際には本人に役場へ来庁していただいて、運転免許証などで本人確認して、個人番号カードの写真と本人とを目視で確認をして交付するというようになっております。本人が病気や身体が不自由などやむを得ない理由によって役場に来庁できない場合は、本人の顔写真付きの本人確認ができる書類や、あるいは代理人の本人確認ができる書類、そして法定代理人の場合は戸籍謄本など、任意代理人の場合は委任状、診断書など、本人が来庁できない理由を証明する書類を提示いただいた上で、代理人の方に交付をすることができます。

そして、この種の対応に対しては、どこの自治体も全国一律なのかという御質問ですが、これはDV被害などを理由に住所を隠避している人への対応とか、あるいはさまざまな理由で役場へ来られない人への対応についても、総務省から示されております事務の処理要綱に基づくものとなりますので、基本的にはどの自治体も同様な対応を進めると思います。

○議長（船橋義明君） 一般質問の途中ですが、11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

一般質問の続きを行います。

〔2番議員挙手〕

2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 先ほどは非常に御丁寧に、また詳細な答弁ありがとうございました。

今、お話を聞いて率直な感想としましては、これから年末、そして年度末にかけて非常に手間も金もかかる事業だなど。そういった意味におきましては、職員の方々には御苦労さまだと思う次第ではありますが、そこで改めて町長にお聞きしたいんですが、町長はマイナンバー制度そのものに対してはどのような私見をお持ちなのでしょうか、まずそれをお聞かせください。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 簡単にマイナンバー制度ということでは、いろいろ過去、僕も思い出してみると、1960年代ぐらいから、とにかくヨーロッパ、アメリカはもうこの番号制がずうっとなっている中で、日本も導入しようとしたときに、国民総背番号制で、いわゆる国の管理が言われて潰れたことからずうっと端を発してきていて、消えた年金の10年前のあの事件があったとき以来、やはり何らかの管理システムというのは大事じゃないかということもいろいろ言われてくる中で、今回のこのマイナンバー制度になってきたんだと思います。

このマイナンバー制度というのは、我々が略して言っていることであって、この法律の名前自身は、行政手続における特定の個人を認識する番号の利用等に関する法律という長い法律なんです。そういう行政効率をきちっと上げながら、住民の皆さんにも利便性を持たせた番号制を進めることによって、公正・公平な社会基盤をつくるもとにしようということだと思いますので、僕はこれからいろんな煩雑な行政機構やいろんな中で、これからこういうマイナンバー制度というのは必要な制度ではないかと思っております。

[2 番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 2 番 古田議員。

○2 番（古田聖人君） ありがとうございます。

私も個人的には、これからの少子・高齢化に向けて、この国のあり方、地方のあり方を考えた場合に何が一番重要かと申しますと、やはり税と社会保障制度の一体改革ではないかと思えます。とりわけ今若い人たちが一番不安に思っているのは、やっぱり年金とか医療制度の問題だと思います。それこそ今国会で安全保障について議論をされており、それも大事ではありますが、やはりこれから若い人たちが安心して子供を産んで育てるには、まず社会保障制度の基盤をしっかり立て直す、そのための大きな役割を果たすのがこのマイナンバー制度だと思って私自身は前向きに捉えているわけなのであります。しかし、ここに来て最近新聞等をにぎわせております財務省が、何かこのマイナンバー制度を利用して消費税の還付という、これまた非常にわけのわからんという言い方は失礼かもしれませんが、ややこしい制度を持ってきております。

私自身は、こうした利用者の立場とか、あるいは自治体の行政の今の現状をあえて無視したようなやり方というのはいかがなものかと思えます。結果的に、もし消費税還付にマイナンバー制度が使われるということになりますと、今、個人カードがとりあえずは任意ということなんですけど、実質的に義務化、もう必要になってくる状況にならざるを得ないと思えます。そうした場合、先ほど答弁いただいた、病気等とか諸般の事情で役場に足を運べない人たちへの対応、それは今の段階ではいろいろ考えておられると思うんですが、また同様の理由から個人カードの取得の際、顔写真が必要だと思います。その顔写真もなかなか撮りに行けない方々も当然出てくると思うんですが、これも一つの提案というか、要望なんですけど、例えば、役場の窓口で運転免許証の更新センターのような簡易型でも結構なんですけど、そういった写真撮影のようなボックスなり、そういう設備を整えていただき、写真がなかなか撮れない人が書類を持ってきたときに、その場で写真を撮って個人カードに添付できるという一種のサービスのものも考えたらどうかなと思います。そのあたりの見解とかお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（船橋義明君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えいたします。

個人番号カード発行の際に、役場の窓口で写真撮影などのサービスが行えないかという御質問に対してですが、窓口で写真撮影をするサービスなどにつきましては現在のところ考えておりません。しかし、スマートフォンとかパソコンを利用してウェブサイトからデジタル写真を添付して、個人番号カードの申請をすることもできるようになっております。そういったことも含めまして、今後積極的に個人番号カードを取得していただくような周知に努めていきたいと考えております。

[2 番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 2 番 古田議員。

○2 番（古田聖人君） ありがとうございます。

パソコンとかスマートフォンを使える人はいいんですよ。問題なのは、そういうものが使えないお年寄りとか病気の方、そういう弱者に対する対応をどうするかということが重要だと思うんです。私自身、これからの行政のあり方というのは、それこそ一隅を照らす、本当に困っている人たちに照らす、そこに焦点を合わせた行政サービスが必要だと思います。現段階でなかなか始まってもない制度に云々ということがあると思うんですが、やはり本当に一番困っている人、特に高齢者、運転免許証を持っていない方にとりましては、この個人番号カードが一つの大きな身分証明書、大きな役割を果たすと思います。そういった意味で、ぜひともそういった便宜を図っていただき、適切な対応をお願いしたいと思います。

次に、住民基本台帳に関することをお伺いしますが、このマイナンバーというのは住民基本台帳に一応ナンバーが書かれるというふうに認識しておりますが、例えば住民基本台帳を閲覧される場合、この個人番号というのは見ることができるのかということと、そして第三者が個人番号を知るような機会というのはどういう場合が想定されていますか、そのあたり御説明願いたいと思います。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） それでは、住民基本台帳閲覧の際に個人番号を見ることができるのか、あるいは第三者が知るような機会はどのような場合かというような御質問かと思いますが、住民基本台帳閲覧につきましては、住民基本台帳法でその閲覧する内容が決められておりまして、住所、氏名、生年月日、性別に限られております。個人番号を見ることは当然できません。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法ですけれども、ここの第19条で特定個人情報の提供の制限等が規定されております。個人番号を含む情報ということなんですけれども、裁判の執行とか刑事事件の捜査など一定の場合を除いては、弁護士なども含め第三者が個人番号を含む特定個人情報を収集したり、提供を受けたりすることができないこととなっておりますので、逆を言えば第三者が見ることがで

きるのは、こういった19条に該当する場合ということになります。

[2 番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 2 番 古田議員。

○2 番（古田聖人君） ありがとうございます。

今のお話を聞きますと、本当に司法が令状を持ってでしか個人番号を見ることができない、マイナンバーというのはそれぐらい重要な情報だと思います。その割には、先ほど来お話がありますようになかなか重要性というのは、行政側はもうしっかり認識されておると思うんですが、一般の住民の方がまだマイナンバーって何やと、その程度の認識しかないというのが現状だと思います。そうした意味におきましては、町のほうでも広報とかホームページでPRというか、啓発を行っていくというお話で、例えば今月の町の広報にもマイナンバー制度について概要みたいなことが書いてあったんですが、正直申し上げてちょっと文字ばかりでわかりづらいなど。それこそ何も知識のない人が読んだ場合に、これはちょっとと思ってなかなか読まずにそのままになってしまうような気がします。

また、先ほど来お話が出ていますように、このマイナンバーの重要性、特に高齢者の方等にお示しするには、老人クラブの集まりとか、あるいは町内会といったものに職員の方が出向いて懇切丁寧な説明をするぐらいの対応が必要ではないかと思います。いずれにしても、もう少し広報においても図や表、またはポンチ絵みたいなものを使って、それこそ小学生レベルでもわかるような工夫とか、あるいはホームページでもQアンドAを表示して、誰でもちょっと疑問に思う点があれば、すぐにわかるような工夫が必要かと思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、議員から御質問があったとおり、この制度をいわゆる全ての住民の皆さんに御理解をいただいて、この制度がきちっと運用できるようにするためには、確かに私どもの説明責任もありますから、やらなきゃならないことだと思います。法律自身は77条から成った難しい文字ばかりではありますが、政府広報が出しているイラストや写真やわかりやすいものもあります。しかし、なかなかこれを読んでも、お年寄りの方は何なので済んでしまうこともあるから、やっぱり一番いいのは口頭でいろいろ簡単に説明することだと思っています。さきがた申し上げたように、当然広報やいろんなことではやりますが、いろんな方が集まる時、例えば高齢者の方が集まる敬老会のときにも簡単にお話をさせていただくことによって、その方々がふだん喫茶店へ行ったり、いろんなスポーツをやったりしてしゃべるときにお互いにやっぱり広まっていくことがいっぱいありますから、いろんな機会を通じて、口頭で簡単にこういう制度でこういうふうなんですよということだけでも頭に入れていただかないと、10月5日以降ですから、笠松町にも10日以降ぐらいに一斉に通知カードが参りますので、これは何

というところから始まるのは多分何割かの方がそういうふうになると思いますから、少なくともそれだけではなくして、大事なカードなんだよということだけやっぱり知ってもらわないといけない。簡易書留でサインして、どこかへぽんと置いておいてそのままということも考えられないこともないですので、そのことの啓発だけはきちっとやっていきたいと思っています。

ただ、全てこの制度を説明して皆さんに御理解いただくということになると、やはりもう少し時間をかけてやらなきゃならない部分もありますから、まず手元に行く大事なカードに関しては、ちゃんと管理してくださいねということだけでも100%の皆さんに伝わることからまずやるのが仕事ではないかと思っています。一步一步そういうことをスタートしながらマイナンバー制度の周知に対しては私どもも努力をしていきたいと思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

私も、10月から始めて2カ月から3カ月ほどで、もうすぐ個人カード発行と制度が始まるというのは非常に時間が短いと。もう少し国も時間的、せめて来年度ぐらいから、半年ぐらいの余裕を持ってやっていただいたら、住民の方にも周知徹底できて、いろんな問題も起きる可能性、確率が少なくなるのではないかと思っている次第ではありますが、しかしながら、もう決まってしまったことですので、懇切丁寧な説明を願いたいと思います。

あと、DV被害者とか、現住所の隠避の方に対しての対応もケース・バイ・ケースになってくると思いますので、そのあたりもできるだけ利用者の事情に沿った対応をお願いしたいと思います。

最後に1つ、これはちょっと視点を変えてお伺いしたいんですが、最近いろいろ新聞等をにぎわしておりますサイバー攻撃というのがよく出ていますよね。というのは、実は先般マイナンバー制度に関して、アメリカのインターネットセキュリティーの大手会社の代表者の方が来日されて、このマイナンバー制度に備えて地方自治体もサイバー攻撃の対策を急ぐべきだというような提言をしたというような記事が載っていましたが、この笠松町において、サイバー攻撃等に対する対応策というのは今のところ何か考えられているのかどうか、そのあたりの説明を願いたいと思います。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） サイバー攻撃の備えということで御回答させていただきます。

現在のセキュリティー対策といたしましては、ファイアウォール、スパム対策機器、サーバーでのウイルス対策、各端末でのウイルス対策により、何重もの機器等での対策を行っております。

また、職員につきましては、不審メールを開かないとか、文書ファイルは共有ディスクに保存する、個人情報ファイルはパスワード保存する、ウイルス感染時の対応方法等の遵守事項を周知し、対応をさせていただいておるところでございます。

さらには、日本年金機構へのサイバー攻撃後に地方公共団体情報システム機構が実施しておりますサイバー攻撃検知通報事業、これは各地方公共団体のネットワークから発生する不審な通信の有無を24時間自動監視し、発生状況をメールで知らせるというものでございますが、こういったものへも登録するなどの対応をさせていただいておるところでございます。

マイナンバー制度の実施に向けましては、国からの通知によりまして、既存の住民基本台帳システムを利用しました各業務システムをインターネット等の外部との通信ができない状態にするよう事務を進めておるところでもございます。そのほかにも、国からセキュリティー対策の強化を求められておりますので、保守業者とも協議をしながら現在検討を進めておるところでございます。

今後も、町民の皆さんの個人情報を守るセキュリティー対策には、さらなる情報の収集や改善対策等を行ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

サイバー攻撃に関しましては、どこの国が、あるいは団体か、あるいは個人のテロリストみたいなのがやっているのかよくわかりませんが、やはりこういうような攻撃する側としましては一番脆弱なところを狙うと、それが向こうの手だと思います。笠松町におきましても、小さな町ですので、非常に情報収集が難しい部分がありますが、常に最新のセキュリティー体制を構築していただくようお願いいたします。

今回のマイナンバー制度に関しましては、政府は小さく産んで大きく育てるということで、言葉は悪いですが、半ば見切り発車的に発足、スタートさせようとしているわけであります。先ほど示しました消費税の還付の例にありますように、利用者の方が振り回される、あるいは犯罪に巻き込まれるといったことがないように、とりわけ町民の方々がこの制度をしっかり正しく認識していただくよう今後とも懇切丁寧な説明と啓発をお願いし、一般質問を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（船橋義明君） 8番 安田敏雄議員。

○8番（安田敏雄君） 質問の時間をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

その前に、大変今テレビでいろいろ災害のことに関して、栃木県、また茨城県、東北の宮城、我々も木曾川の近くに住んでいるようなことで、本当に人ごとじゃなく、まだまだ行方不明者

もおられるようですが、亡くなられた方にお悔やみ申すとともに、被災された方が一刻も早く復興、復旧されることを願うものであります。本当に今地球温暖化で、いつ起こるかわからない集中豪雨、ゲリラ豪雨というんですか、我々も湿地の低い場所はいつも洪水で流されておるようなことがあります。これからも私たちが人ごととは思わずに、町民の安全を守ってしっかりと前へ進んでいきたいと思えます。

今回質問といたしましては、学校給食センターについての質問をさせていただきます。

質問に入る前に、町長さんも6月の改選で5期目の当選をされ、初めての定例会を迎え、町政に向かい、町民の期待に応えられることと願っております。平成23年度から10カ年第5次総合計画中間年として、これまでの施策とこれからの計画を推進されると思っております。そんな中、公共施設の統合、また見直しを進めなければなりません。私たち議員も、これらの問題解決のため協力を惜しまず頑張っていかなければなりません。28年度以降に向けて最初にやらねばならない事業として、本日質問させていただきます学校給食センターを取り上げさせていただきました。

第1点として、現在の給食施設の現状について、町長さんの考えをお聞きしたいと思います。私たち議会も、昨年、長崎県大村市の給食センターを行政視察することができました。私たちの給食センターと比べることはできませんが、現在の笠松町給食センターは建築以来、年数もたち、施設整備の老朽化、これは先送りできない現実となっているように思われます。将来を担う児童・生徒の学校給食の提供には、衛生管理の整った安心・安全な最新の設備で行わなければならないと思われます。現在の給食施設の現状、また問題点がありましたらお示しいただきたいと思えます。

第2点の今後の学校給食センターのあり方について、考えをお聞きしたいと思います。

公共施設の統合や見直しも、ここ2年のうちには方針を決めなければなりません。限られた財源の中、28年度以降にはこの学校給食センターについては決断をせねばならないと思われます。学校給食の無料化については、多くの保護者の方には理解をいただけたと思えます。まちの子供たちのためにも、一層の学校給食の充実と、安心・安全でおいしい給食を提供することが我々の思いだと思えます。

そんな中、施設の大きさ、候補地の選定、予算化等も近々発表せねばなりません。現在の進捗状況、また課題等があればお示しいただきたいと思えます。それにあわせ、スケジュール等のお考えがあればあわせてお示しいただければと思えます。

これで、第1回の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（船橋義明君） 安田議員に対する答弁をお願いします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、安田議員さんから御質問があった学校給食センターについて

の御質問にお答えしたいと思います。

3点ほどのいろんな内容で、まず第1点の現在の施設の現状とか問題点についての御質問がありますが、現在の学校給食センターの建物につきましては、昭和47年に建設されて、43年が経過をしているというのが現状であります。そしてまた、調理場という大変高温多湿の状況のもとで運営していることや、あるいは旧の建築基準で建設されていることなどから、他の公共施設と比較して早急に対処すべき課題の多い施設であると認識をしております。

また、厨房機器等の耐用年数というのはおおむね15年で、当町の機器の多くはこの耐用年数を経過して、保守や修繕等を行いながら良好な状態で使用することに努めているところでありますが、この機器の一部については、故障した際の部品調達ができないことも保守業者から指摘をいただいている部分もあります。

これらの現状のほかに、平成21年に学校給食衛生管理基準が大幅に改正をされて、床に水を落とさないドライシステムの導入、あるいは調理する場所と食材の搬入場所、調理前の食材や使用された食器を洗浄する場所、いわゆる汚染作業区域と呼ばれますが、これが交わらない動線の確保、あるいは室温が25度以下での調理業務の実施などなど基準が設けられて、これらに対応していかなければなりません。現在設置してある調理機器はウエット仕様であるために、極力床に排水等を行わないドライ運用に努めておりますが、その対応にも限りがございます。

また、非汚染作業区域と汚染作業区域を区分することは、それぞれの調理過程に応じた区画が必要となって、現在の施設面積では対応が難しい状況であります。加えて、一定の温度や湿度に管理をされた衛生的な環境下で給食調理を行うためには、空調設備を導入して、調理場全体の天井を低くする工事も必要になってきてまいります。

4日の全員協議会において御報告させていただきました調理機器による労働災害についても、現在、生産・導入される調理機器には、確かに安全装置が装備されていることなどから、作業環境の向上も図ることができてまいります。

これらのことから、私は学校給食センターを現行の衛生管理基準に適合させて、安心・安全でおいしい給食の提供に努めて、かつ働きやすい作業環境にするためには、抜本的にこれを見直す必要があると考えております。

そういう中で、この現在の給食センターに対する進捗状況や課題についてであります。今後の学校給食センターのあり方については、まず調理や配送業務等を現行どおり直営実施するのか、あるいは民間業者の施設で調理をし配送する、いわゆるデリバリー方式による給食提供についての調査や研究を実施してまいりました。その結果は、この笠松町における1食当たりの調理コストというのは材料費を除いて160円程度であることに対して、デリバリー給食を実施している自治体等を調べてみますと、1食当たり300円から500円程度の委託料を支出している自治体が多く、また学校給食は調理後2時間以内に提供することが義務づけられております

ので、当町周辺の民間事業者の方と協議をした結果、学校給食専用の調理設備を設けて調理や配送をする業務を受託することは困難であるという結果でありました。

また、現施設の調理場の面積の問題、あるいは老朽化の対応や学校給食の提供は中断できない事業であるということから、今後は新たな場所に整備をすることを基本に検討をさせていただいております。この新たな施設整備には多額の財源が必要となりますので、現在検討している公共施設等総合管理計画の趣旨を十分に考慮して整備をしていきたいと考えております。

この施設の規模につきましては、新たな学校給食センターを建設した場合、調理場の面積のみで1,000平米が必要であり、そのほか事務所や、調理員の休憩室等が必要となってまいります。したがって、そのような大規模な施設を建設することができる用地というのが必要となってまいります。今後、議員の皆さんの御意見を伺いながら、早急に候補地を選定してまいりたいと考えております。

また、その整備のスケジュール等についての御意見であります。学校給食センター建設における他の自治体のスケジュールの多くは、まず候補地を決定し、そして基本設計と実施設計をし、建設工事、完成、そして試運転までのスケジュールに関しては大体3年程度の期間を要している例が多いようであります。学校給食センターの施設整備は、この笠松町の子供のためにも私は早急に着手をすべき事項であると考えておりますので、候補地の選定を速やかに行って、可能な限り早い時期にこのセンターの整備ができるように努めてまいりたいと思っております。これからもより一層の御理解と御協力を賜りますように心からお願いを申し上げたいと思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

町長さん、今この第1点の質問と第2点の質問、きめ細かく答弁いただきました。児童・生徒の給食にはやはり大変気を使っていかなければなりません。そんな中、いろんな老朽化の問題、また労働災害等もありました。また、今の現状のいろんな面で早急にやらねばならんという心構えはひしひしと感じたわけでございます。大変財源的にも厳しいということですが、やはりこれは待たないということです。今年度、27年度もあと6カ月ほどとなりました。来年度の予算化までは行かないと思いますが、とりあえず候補地の選定をせねばならんし、現状の今の町有地とか、また土地を取得してやるのか、これもまたこれから我々議員ともいろいろ相談していただいて進めなければなりませんので、とりあえず27年度の年度末、また28年度の予算化につけての今の考えはどんなところまで進めていくというようなことを思っていられるか、そこの点だけちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、安田議員さんからの質問やお言葉にあったように、給食センターに関しては早急に対応していきたいと思っていますので、いわゆる用地取得を含めて建設場所の確定に関しては早急に対応を考えて進めて、来年度にはいろいろな意味で着手ができるような体制づくりをこれから進めたいと思います。

まず第1に、建設予定地をどうするかという問題に関しては、いろんな中で一つの方向性を出して固めてまいりたいと思いますから、来年度の予算にはそれが反映できるような体制を早く進めてまいりたいと思っています。

〔8番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

28年度にも、まだいろんな予算化せねばならないこともたくさんございますので、これも給食センターも早急に決着をつけないかんということを思っています。

そんな中、これは昨年大村市役所へ行ったときにも、やっぱり予算の国庫補助というのものもある程度のをいただいているようなことを教えていただきました。文部科学省学校施設環境改善交付金ということで、30億ぐらいの事業費のわずか8%、1億7,000万ほどが国庫の文部科学省から予算化されて交付されているようです。これから3年をめどにやはりいただけるものは少しでも交付金等でやれないものか、また給食施設とほかの施設を一緒につくって、それと一緒に抱き合わせで何か補助金等がいただけるようなものがあれば、そういうような線も考えられると思いますので、早急にとりあえず候補地を選んで、また今の現存の町の施設を改修してつくるものなのか、また新しい候補地を取得してつくるものなのか、そこら辺をもう一度、意気込みを聞かせていただいて質問を終わらせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 候補地に関しては、いろんな案を今集めて対応を考えさせていただいております。3つほど具体的に案がありますが、それを一つ一つ私どもも検証しながら、新たな候補地を一日も早く提示できるように今準備を進めさせていただいております。そのときにはぜひまた御理解と御協力をいただきたいと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（船橋義明君） 一般質問の途中ですが、午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時29分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。

一般質問の続きをお願いします。

5番 田島清美議員。

○5番(田島清美君) 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

可燃ごみの町外搬出に係る積みかえ処理について質問させていただきます。

羽島郡町村議会議長会として、去る7月16、17日の2日間にわたり、神奈川県開成町と二宮町へ正・副議長視察研修に行っていました。

1日目の開成町では、議会基本条例の制定、通年議会の導入、日曜議会の実施など、先進的な議会改革の内容について勉強させていただきました。

2日目は、町営のごみ積みかえ施設を運営している二宮町を訪問しました。二宮町の施設は、現在岐南町の高島衛生工業の社有地内に建設を予定している可燃ごみ積みかえ施設のモデルとなっている施設と聞いております。

私たちが積みかえ施設を訪問したのは午前10時ごろで、雨が降り、湿度が高く大変蒸し暑かったです。そんな中、パッカー車のごみを積みかえる10トンコンテナから見学しました。可燃ごみが大量に詰め込まれているコンテナの真横に立って感じたことは、生ごみの嫌なにおいがほとんどしないということでした。これは本当にびっくりしました。一応外に出て施設の排気口の真下に立ちにおいを嗅いでみましたが、全くしませんでした。もちろん場内には活性炭吸着式の脱臭装置が計4カ所、消臭剤の噴霧も同じく計4カ所で作動していましたが、コンテナ内の可燃ごみのおいの少なさの理由はもっと別のところにあるようです。

ちょうどそのとき、2階にパッカー車が停車し、けさ方収集してきたばかりの可燃ごみの投入が開始されました。二宮町の指定ごみ袋に入れられた生ごみが次々とホッパーを通過して、1階のコンテナに落ちてきます。コンテナ自体は移動機能がないため、落ちてきたごみ袋が山にならないように重機のパワーショベルを用いて、係員がコンテナ内部のごみ袋を平らにならしていきます。この作業中においても、生ごみのおいはほとんど気になりませんでした。

その後、私たちは2階へ上がって、上からコンテナ内部を見てみました。すると、驚いたことにコンテナ内に詰め込まれている可燃ごみの入ったごみ袋のほとんどが破れず、袋のままの状態になっていました。パッカー車に積み込まれた時点で圧縮されている上に、段差ホッパーから2メートル以上下のコンテナに落とされ、さらに重機で平らにならされているにもかかわらず、ごみ袋は破損せず、閉められた口も閉まったままになっていたのです。

積みかえ施設の見学を終え庁舎に戻ってから、質疑応答の際に、先ほどの指定ごみ袋の実物を見せてもらいましたが、コンビニ袋などとは比べ物にならないほど頑丈で、取っ手部分も切り込みが深く、ごみを満タンにしても口元をきっちり縛りやすい構造になっていました。

また、二宮町では、剪定枝の分別収集及び資源化にも取り組んでおり、木の枝によって指定袋が破れやすくなる心配もありません。しかも、生ごみの水分量を減らすため、全世帯に水切

りネットを30枚ずつ配付したり、指定ごみ袋1パックにつき水切りネット10枚を無料配付したりする取り組みも行っており、処理量の減量化と積みかえどきにおける悪臭対策の両方に効果があると思われます。

積みかえ施設では、周辺住民への対策として、毎月1回の臭気測定と放流水の水質検査、年に2回の騒音振動測定、排水処理設備の保守点検などを業者に委託しており、また周辺2地域の住民代表者との環境保全会議を開催し、臭気・水質・騒音の計測結果の報告及び意見交換などを実施して、稼働から現在に至るまで積みかえ施設に対する苦情はほとんどないということでした。これについては、公設公営の積みかえ施設として、ごみの出し方から公害対策に至るまで、二宮町が丁寧に対応してきた結果ではないかと思えます。

以上、二宮町での視察研修において勉強したことを踏まえて、可燃ごみの町外搬出に係る積みかえ処理についての質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、積みかえ施設及び車両コンテナ保管施設について、高島衛生工業に対して、施設整備も含めた委託方式を採用するとのことですが、笠松・岐南両町はこれらの施設建設及び維持管理について、どのように監督・指導していくつもりなのかをお尋ねします。

二宮町の積みかえ施設は公設公営であるため、施設設計の段階から脱臭装置などの臭気対策は万全にしており、管理・運営面においても各種検査、測定など各種方策を実施して、実際に成果を上げています。

昨年の広報「かさまつ」10月号の記事によると、周辺対策として臭気対策を図り、交通安全、騒音や振動対策に十分配慮した施設となるよう両町より指導しますとなっています。これは行政として当然監督・指導のことだと思えますが、例えば、もっと具体的に臭気や水質などの定期検査の結果をその都度提出させて、異常がないか、異常が出た場合、速やかに原因究明と対策を講じるように指示するとか、2町で何をどのように監督・指導するつもりなのかを具体的に教えてください。

また、行政による監督・指導を行ったにもかかわらず、悪臭等公害問題が発生してしまった場合、その責任の所在はどうなるのか。単に高島衛生工業のみに責任を押しつけるわけにもいえないと思いますので、そのあたりをどのようにするのか、あわせてお尋ねいたします。

2点目ですが、もし万が一、何らかの要因によって高島衛生工業が可燃ごみの積みかえ町外搬出業務を停止せざるを得ない状況に陥った場合、同社にかわって誰が業務を継続させることになるのかもお尋ねします。

公設公営である二宮町においては、そのような心配をする必要はありませんが、民間業者に委託する以上、最悪の状況を想定しておく必要があると思えます。可燃ごみの収集・積みかえ・運搬は、始まったらもう待たないです。万が一の事態が発生し、業務の継続が困難になってしまったら、不測の事態とか想定範囲外などと言ひわけは通用しません。町内のごみ集

積所や積みかえ施設がごみであふれ返るような事態に陥らないためにも、岐南町を初め関係機関と十分協議し、いつでもバックアップしてもらえる万全の体制で臨んでいきたいと思うのですが、滞りのない業務の継続に資する方策について、町長のお考えをお示してください。

3点目ですが、町指定のごみ袋の導入についてお尋ねいたします。

先ほどの二宮町における指定ごみ袋の説明でも申し上げたとおり、二宮町では非常に丈夫で、口元を封しやすい構造の指定袋を採用しており、これがごみのおいを抑えるのに大きく影響しているものと思います。これに対し、笠松町では町指定の袋そのものがなく、透明または半透明の市販のごみ袋やレジ袋に燃えるごみ処理券のシールを張って出しています。特にレジ袋は取っ手こそあれ、袋の材質が薄くつくられているものが多く、中でもコンビニのレジ袋に至っては、いとも簡単に破れてしまっています。パッカー車で圧縮して破れる以前に猫やカラスに荒らされ、袋の中の生ごみによってごみ集積所を汚すことも多々あります。

そこで、笠松町でも今後丈夫な可燃ごみの指定袋を導入する予定はあるのかどうかのお考えをお示してください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（船橋義明君） 田島議員の質問に対する答弁をお願いします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、田島議員さんからの、いわゆる可燃ごみの積みかえ施設についての数々の問題点についての御指摘であります。まず岐南町と笠松町の2町で何をどのように監督をしていくつもりなのかということ、そしてまた問題が発生したときの場合はどうなのかという御質問であります。まず初めにこの施設建設についてであります。これは積みかえ施設内には、いわゆる臭気対策としては活性炭の脱臭装置や、あるいは消臭剤の噴霧装置やエアカーテンなどを設置して、またこのほかにも交通安全や騒音、そしてまた振動対策にも十分配慮して、車両の搬入ルートの設定も考慮しながら、委託業者と事業を進めてまいります。

運営の開始後の維持管理についてであります。これは監視項目としては、いわゆる臭気や振動・騒音・水質の測定を行っていきませんが、この臭気濃度の測定を年1回、また振動や騒音・水質の測定については、必要に応じて調査を行ってまいります。

なお、測定結果については、委託業者に各種の測定結果の両町への報告や、あるいはホームページ等を活用した公表を義務づけるほか、問題が発生した場合には、施設への立入検査などを行って、維持管理業務の監督や指導を行ってまいります。

その次に、積みかえの町外への搬出業務を停止せざるを得ない状況になった場合、誰が業務を継続させるのかという質問であります。今回の可燃ごみの積みかえや町外への搬出業務というのは、民間業者による委託業務ではありますが、ごみの収集は町民の皆さんの生活に密着し、安定的かつ継続的な業務遂行が求められるわけです。万が一、この委託業者による業務

が履行不能となった場合には、これは町において、施設や車両を借用するなどして、他業者との協力を得る方法や、あるいは町直営にて、これら積みかえ業務を遂行する方法も考えていかなければならないと思います。

また、近隣の市町村から、以前ごみの持ち込みについては、災害時と違って期限が提示できないということから、受け入れに係る協力を得ることは非常に難しかったわけですが、この御質問のような不測の場合には、再度受け入れに係るごみの協力を得られるように近隣の市町村との十分な協議を行って、可燃ごみの安定的な処理体制の確立に向けて、これも含めてあらゆる方法をとってまいりたいと思っております。

その次に、笠松町においても、丈夫な可燃ごみの指定袋を導入する予定はあるのかとの御質問ですが、議員御指摘の二宮町における指定ごみ袋は、確かに大変丈夫なもので縛りやすい形になっております。

しかしながら、この丈夫な反面、価格は調べた結果1枚20円で、市販の袋に比べて5倍近く高く、また大変重量があって、これも比較すると1枚につき16グラム重く、全世帯が毎日この袋を使用したとすると、年間12トンのごみの量の増加になるということでもあります。この二宮町が現在持ち込んでいる大和市までは約40キロであります。来年度からは平塚市との共同処理が始まると聞いており、新施設まで10キロ程度であるようで、どちらの施設においても公営の施設です。当町が持ち込みを予定している伊賀市までは120キロ、佐久市までは260キロで、どちらの施設もまた民間施設であるために、いわゆる運搬費や処理料の負担というのは、当町と比較すると二宮町においては低く抑えられていると考えられます。

また、当町が現在採用しているごみの処理券のメリットの一つとしては、基本、町内会を通じて配付をさせていただいたり、役場等で配付するときには、今度は住所や氏名を記載してもらうことによって、他の市町村のごみや事業系ごみの混入をある程度防いでいると考えております。しかし、店頭で誰でも気軽に購入できることになると、逆にこれらのごみが家庭系ごみとして排出されてしまうおそれもあります。

今回の施設組合での焼却処理の停止に関しては、私は町民の皆さんに新たな経済的な負担を発生させないということを以前からも申しておりますので、今お話をしたようなデメリットもあるかもしれませんが、積みかえ施設内での設備や、あるいは運搬用のコンテナでの対策を万全にすることによっておいの漏れを防ぐものとして、現時点では私は指定ごみ袋の導入については考えておりません。

〔5番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 5番 田島議員。

○5番（田島清美君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

まず、1点目の監督・指導の件についてですが、先ほど答弁で、臭気濃度測定を年に1回さ

れるというふうに言われましたけど、どうして年に1回にされるのかということと、実施時期がいつなのかというのをちょっと明確に聞いていないので、例えば夏なのか冬なのかということとをまず教えていただきたいということ、来年3月には運搬処理も試験的に行うということとを聞いておりますので、その際に各種測定なんかをやってしまっ、それを周知したほうがいいんじゃないかというふうに私は思うんですが、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今御質問があったような積みかえ施設の臭気の濃度等を測定するのは、今申し上げたのは年に1回はやるよということですが、時期的なことを考えてみると、年中で一番やはり臭気が強く感じられると言われるのは湿度が高く暑いときということで、私どもはまず7月に1回測定することを今は考えております。当然これはにおいだけではなくて、そのときに同時に騒音や振動に関しても同じ時期にやらせていただくのと、そしてまた水質検査についても、やはり同じような時期にまず1回やってみることだと、1年に1回やることを計画していきたいと思っております。

最後に御質問があったように、3月に1回テスト搬入をするときに、それをきちっとはかって、一つの基準にして考えればいいんじゃないかという御指摘に関しては、それはそうかもしれませんが、3月に試験運搬するのは、いわゆる1台が伊賀市へ持っていくとき、そして1台が佐久市へ持っていくときという2台をそれぞれ別々に試験運転するわけで、やはりそのときの一台一台だけの測定ではなくて、やはり実際に運行をし出したときに、1日何台か入ってくるときにそういう測定をして、それを1日だけではなくてやはり何回か測定して、ある程度の平均値を見ながらデータを集めて、それをやっぱり一つの目安にして、これから1年に1回検査をするときに臭気がちょっと多いんじゃないか、少ないんじゃないかという比較になる一つのデータがとれると思いますから、そういうことをこれから地道に測定し、住民の皆さんに公表しながら、そしてまた少しでもそういう公害やにおいがいいような施設にするために、これからそういう対応を進めていきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 5番 田島議員。

○5番（田島清美君） 丁寧な説明ありがとうございました。

やはり、今その高島衛生のところがある岐南町の平成及び円城寺の両地区なんかは、以前よりもパッカー車の行き来が格段に多くなるわけですし、やはり周辺住民にとってはパッカー車が余り何回も何回も通ったりとかするというのは、やはり余り気分がよくないと思うんです。ですので、その辺は、町側のほうももちろん公害問題に関しては念入りに進めていただけたらと思いますが、苦情が出てからというふうじゃなくて、万全に対策を講じてほしいということとを要望します。

あと、2点目の質問の件なんですけど、積みかえ後の可燃ごみの搬出先として予定されている伊賀市とか佐久市に通じる幹線道路というのは、冬るとき雪の影響とかを非常に受けやすいんじゃないかなと心配するわけなんです。今はいつどういった災害が起きるかわからないこういう時代ですから、もし、それらの道路が通行不能や大渋滞になってしまった場合、2町の可燃ごみを満載した大型コンテナなんかはどうなっていくのかなということと、最悪の場合は1晩とか2晩保管するというふうになるのか。そうなった場合、2町として周辺住民に対策としてどのような対応をするのかちょっとお聞かせください。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） ただいまの降雪等で町外排出業務が困難になる場合の対応策についてでございますが、当町の排出先につきましては、さきに御報告を申し上げました伊賀市、佐久市に加えもう1カ所検討をしております。こちらは雪に限らず風水害や道路の渋滞などさまざまなケースに対応できるよう、複数の搬入先を確保すべきであるとの判断をしておるものでございます。まだ協議中であります施設は比較的温暖な地域であり、そのため例えば、佐久市が大雪などで搬入困難な場合には、第三の施設に搬入量をふやすなどをし対応をしてまいりたい、現状このように考えておるところでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 5番 田島議員。

○5番（田島清美君） 積みかえ施設についてのことなんですけど、大もとの羽島市なんかの話を聞くと、自治会の代表者を二宮町の積みかえ施設のところに視察に行ってもらったりとかして、要は周辺の公害対策を事前に自治会及び町内会に周知させるということをやっておられるそうなんですけど、当町としては周辺の方にそういったことも説明して、余り苦情が出ないようにしていただきたいと思うので、そういったお考えはあるのかどうかちょっとお聞かせください。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の積みかえ施設のことについては、我々や岐南町、そしてまた議会の代表の皆さんが見ていただいたり、そういうことで認識をきちっとしていただくことは大事だと思います。また、年に1回ある減量推進員の総会の際に、このことの説明もさせていただきましたが、今言われるように実際の現場を見てそういうことを確認することは大事なことだと思いますので、年に1回減量推進員の方のいろんな視察がある中で、やっぱり二宮町への視察も取り入れられる状況があればそれを考えていきたいと思っています。それはこれからまた協議をして、一つの方法として承っていきたいと思っています。

〔5番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 5番 田島議員。

○5番（田島清美君） やはり、私もたまたまこういう機会を設けていただいて、以前より担

当課の方から説明は受けたんですが、やっぱり実際目にして、においを嗅いで、現場を見ると、ああ本当ににおいがしないな、ごみの袋も本当に頑丈で、あんな上からパワーショベルでやっても本当にごみが散らなくて、働いている方はマスクはしてみえたけれども、私たちはマスクしていないんですけど、本当ににおわなかったんですよ。こんなふうだったら、本当に当町でもいいんじゃないかなというふうに思ったんですけど、それを見ていない人というのは、どうしてもにおいに関しては、やっぱりすごく敏感になると思うんです。特に小さい子供さんが見えたりとかしている人は、すごくやっぱりにおいなんかは。あの辺もだんだん発展してきて、建て売りとかが、それこそ新しいアパートなんかもできていますので、そういったことも考えると、やっぱりそういった対策もしていかなければいけないかなというのものも、その辺は本当に頑張っていたきたいなというのは要望いたします。

あと、もともとこうならざるを得なくなった、要するに羽島市への対応ですね。羽島のほうはお聞きすると、伊賀市のほうに自分ところのごみを持っていくというふうに聞いているんですが、岐南町も笠松町もこういうふうになってしまったということに関して、羽島市へ何らかの注文を今までにつけられたかどうかちょっと教えてください。

〔「ペナルティーみたいなもんか」の声あり〕

ペナルティーというか、要するにもともと組合側で羽島が主導でやっているから、岐南町も笠松町もあの当時は、羽島がやっていることだからという感じで、割と温かい目で見守っていましたよね。最終的にこういうふうになってしまって、やっぱり羽島市は自分のところはさっさと進めて、岐南町と笠松町でこういったふうになるじゃないですか。たまたまごみの指定袋も心配はしていたんですけど、今までどおりいくと町長さんが言われたものでいいんですが、やっぱりこれはにおいの関係で周りから苦情が出てきたら、それこそごみ袋も丈夫なやつにしなきゃいけないとかというふうに、また今後どういうふうな対応にならざるを得ないかもわからないじゃないですか。そういったときのこともあるんですが、やっぱり羽島市のほうに多少、要するに注文というか、そういったことをやっぱり言われたのかなというのをちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いわゆるごみの処理やごみの対応というのは、これはそれぞれの自治体の固有の責任でありますから、こういうような事態がどうのこうのとは別に、これは私どもの町の固有の責任で全てやることでありますので、施設がどうの、何がおくれておるということで、他の市町村に責任がどうのこうのということは我々のところで言うことではないと思います。今は組合として、いわゆる施設の建設について推奨をしていることにおいて、羽島市が今全力で努力をしてやっていただける。それを組合として一緒になって支援していく、それが今の現状でありますから、おくれておるおくれていないの問題で責任がどうのということ

言うことではないと思っていますので、私どもとして責任を持って、このごみの処理に対して対応を今しているところであります。

〔5番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 5番 田島議員。

○5番（田島清美君） 大変優しい町長さんだなどというふうに思いますが、しょうがない。考え方があるので仕方がないですね、こういうことは。

とにかく周辺の住民が、また笠松町民が今までどおりごみの問題に対して困らないように、特ににおいの問題ですね。気をつけていただいて、万全の体制で4月から本格的稼働を迎えていただくことを強くお願いいたしまして、私からの一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（船橋義明君） 次、10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきますと思います。

まず1番目ですが、安全保障関連法案について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

安全保障関連法案は、7月15日の衆議院安保特別委員会、16日の衆議院本会議で強行採決され、現在、参議院で審議されています。16日には採決という山場にかかっていると思います。

国会に提案されている法案の一つは、国際平和支援法です。これまでは、海外派兵のたびに特別措置法をつくっていたのをやめて、政府の判断で、いつでも、どこでも、アメリカ軍やアメリカ軍主導の多国籍軍を支援するため、自衛隊を海外に派兵する海外派兵恒久法と言える内容です。

もう1つは、平和安全法制整備法で、10本の法案の改定を一括提案されています。これは日米両政府が4月27日に決めた日米軍事協力の指針、ガイドラインで約束し、4月29日にはアメリカ議会で、安倍首相が夏までに実現すると公約したものです。

この新ガイドラインには、アメリカと共同して軍事作戦を行ったり、自衛隊がアメリカ軍を支援するさまざまな事態が上げられており、同盟調整メカニズムという仕組みで、自衛隊が事実上、アメリカ軍の指揮下に入ることになります。戦争が起こる前から戦争計画に参画することにより、日本はアメリカ軍から支援を要求されても断ることができなくなるという、日本をますますアメリカへの従属を強めることになると私は懸念します。国会論戦を通じて、これまでできなかった戦闘地域での兵たんの活動を行う、戦乱がなお続いている地域での治安のための活動を行う、そうすれば必ず戦闘になり、武器を使用して戦死者も出る。さらに集団的自衛権を行使して、世界中どこであってもアメリカ軍の起こす戦争に従って海外へ自衛隊を出していく。この一つ一つが日本を二度と戦争をしない国から、戦争をする国へつくり変えてしまう憲法違反の法案だということで反対の声が広がっています。

憲法審査会の参考人質疑では、与党が推薦した人も含め3人の憲法学者が、法案は憲法に違反していると明確に断を下されました。この法案は、憲法9条の中身を全面的に壊すものです。戦後70年、二度と戦争をしない、国民一人一人が主権者だと高らかに掲げられた日本国憲法のもとで政治が進められ、そのもとで安心し、安全に暮らしたいという願いを強く持つ国民が多くなっています。

そこで、笠松町民の命を守り、暮らしを守る立場にある町長さんに、安全保障関連法案についてどのように思っているのかお尋ねします。

2つ目に、第6期介護保険事業計画についてお願いいたします。

事業計画の現状についてお尋ねしますが、介護保険制度が始まって16年目に入りました。ことしから2017年までの3年間の第6期介護保険事業計画として、立派な冊子をいただきました。この冊子に基づいて質問をさせていただきたいと思います。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設されました。けれども、介護の必要な人がふえれば、介護保険料にはね返る仕組みとなっていますので、保険料の基準額で、前期の4,750円から5,650円と月額で900円引き上げられました。そして、第6期は制度創設以来の大幅な改正となっているということです。

これから3年間に、1. 要支援者の1・2のホームヘルプサービス、居宅サービスとデイサービスの保険外し、2. 特別養護老人ホームから軽度者を締め出す仕組み、3. 利用者負担を所得に応じて2割負担にすること、4. 低所得者の施設利用者への食費、部屋代補助の削減などの改悪があると思われます。このおのおのについて具体的に進められるのか、期限なども含めてお尋ねします。

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しで、高齢者の介護はどのようになるのか、見直される内容は何かお尋ねします。

認知症の施策を包括支援事業に位置づけ充実させるとありますが、現状での認知症の方はどれくらいおられるのか、介護保険との関係ではどのようになっているのか、またどのようになるのかお尋ねします。

次に、安心して必要な介護を受けられるための対策についてお尋ねします。

介護事業所施設に支払われる介護報酬は、3年に一度改定されるそうです。2015年4月改定は基本報酬部分で4.4%の引き下げ、介護職員処遇改善の引き上げ分でプラス1.65%と、重度認知症対応関連の加算分で0.56%加味しても、マイナス2.27%の引き下げということです。介護労働者の賃金は、全産業労働者の平均より9万円程度月額で低いということで、人材確保が困難とされています。このことは事業所経営に大きく影響し、賃金、労働条件の悪化、サービス内容のマイナス、小規模通所介護事業所などの撤退、廃業につながると考えます。

私たちは、介護保険料については強い関心を持つところですが、介護の現場で働かれる人々

についても考えていかなければならないと思いました。報酬切り下げを撤回し、国の責任で介護労働者の賃金改善を求めることについての町長のお考えをお尋ねします。

介護保険制度の財源の構成は保険料で50%、その中身は65歳以上の高齢者で22%、40から64歳の町民からの第2号被保険者と言われますが、そこが28%、そして公費で50%、国が25%、県が12.5、市町村が12.5、そして利用者が1割から2割を負担する、こんな財源で構成されていると思います。65歳以上の第1号被保険者の保険料は、かつて月額5,000円が高齢者負担の限界と言われていましたが、全国の保険者の71.4%の自治体で5,000円を超えたことから、これ以上の保険料の引き上げは厳しいということで、第6期の介護保険計画に見られるような制度改定になったわけですが、政府は低所得者軽減のための法制化が進められました。安心して介護保険に頼るには、公費の負担を拡大する道しかないと考えますが、町長のお考えをお尋ねします。

また、市町村が介護保険料の軽減のために一般財源を投入することについて、介護保険法令上では法定分を超える一般財源の繰り入れを禁じる規定や制裁措置はないということですが、保険料が払えなくて、介護の必要があっても利用できない方への対策が急務だと考えますが、町長のお考えをお尋ねします。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（船橋義明君） 長野議員の質問に対して町長の答弁をお願いします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの質問で、質問項目は主に2点、安全保障の関連法についてと第6期の介護保険事業についての問題であります。まず第1点目の安全保障関連法案についての考えはどうかという御質問であります。

この安全保障関連法案については、国を取り巻く安全保障環境が大きく変化していく中で、これまでの憲法の平和主義の堅持を前提としながら、我が国の平和と国民の安全を守るための安全保障のあり方が議論をされてきておるわけでありましたが、この法案に対して整備の必要性を認める声がある一方で、やはり集団的自衛権の行使や自衛隊の活動領域が拡大するんじゃないかということへの不安や懸念を示す声もあります。

また、世論調査の結果などからも、やはり国民の理解が十分に得られているとはいいがたく、さらなる国民に対して丁寧な説明がなされる必要があるものと思っております。そのような中で、100時間を超える審議や、あるいは中央公聴会、そしてまた下の地方公聴会なども開かれていくことでもあります。町民の皆さんの生命や財産を守ることは私の使命と考えておりますが、政府においても、国民の声に耳を傾けることも、そしてまた国民の命と暮らしを守るのも国の大きな責務であるので、このことに関しては、国はよく考慮をして判断をしていただき、また、現在、国会において慎重な審議がなされている最中でありますので、今後、国の動向によって、

有事の際に町民の皆さんに何らかの影響があることも勘案しながら、今、国会審議の内容について注視をしていくことが重要であると考えております。

2つ目に、第6期の介護保険計画の中で、それぞれの御質問に対して具体的に答えてほしいという質問でありますので、一つ一つ御回答をさせていただきます。まず第一に、要支援者のホームヘルプサービス、デイサービス等の利用についてであります。これは現在、保険給付として提供されていましたが、介護の予防サービスから、いわゆる地域支援事業の中の介護予防・日常生活支援総合事業の一部に移行されることとなりました。この介護予防・日常生活支援総合事業においては、介護予防、そして生活支援サービスとして、ホームヘルプサービスやデイサービスに加えて、栄養改善を目的とした配食や、あるいは住民ボランティア等が行う見守りなど、生活支援サービス全般に関して、地域の事情に応じてサービスの実施方法や基準、単価、利用者負担を定めることとなっております。

ただし、円滑な事業への移行のために2年間の猶予期間を設けて、平成29年度から実施するものとしており、現在、既存サービスの実態調査等を実施して、この不足サービスの把握に努めるとともに、有効な社会資源や、あるいは担い手の育成に向けて検討をしていくところであります。

特別養護老人ホームの軽度者の入所については、限られた資源の中で、より入所の必要性の高い高齢者の方が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中・重度のいわゆる要介護高齢者を支える施設としての機能の重点化を図るために、今年度4月から特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上ということになりました。ただし、要介護の1・2であっても、平成27年3月まで入所した方は継続して入所できますし、またやむを得ない事由があり、居宅において日常生活が困難な場合には、特例入所として要介護1・2であっても入所が可能となります。

利用者負担の見直しについてであります。これは現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代の中での負担の公平化を図るために、一定所得者の方は、今年度8月から利用負担が1割から2割になりました。笠松町においても、今年度7月に、平成27年8月1日から28年7月31日までの1年間の介護保険負担割合証を、いわゆる要介護認定者の978人に対して交付し、そのうち2割負担の方は70人です。

低所得施設利用者の方の食事や居住費の負担軽減の見直しについては、これは介護保険の3施設や、あるいはショートステイを利用する方のうち、住民税の非課税世帯の方に食費や居住費の負担の軽減を行っていましたが、この在宅で暮らす方や、あるいは保険料を負担する方との公平性を高めるために対象の基準が見直されて、この8月から一定以上の資産保有者の方は対象外となりました。御承知のように、資産保有者というのは、同一世帯に限らず配偶者が課税であること、預貯金が単身で1,000万、夫婦で2,000万以上の方であります。当町において

も、今年度7月に申請者に対して、申請時に通帳の写しの添付を求めるとともに、いわゆる金融機関への照会を実施した結果、8月末現在で、185人の申請者のうち169人が補足給付の対象となっております。ですから、16人が対象外となったわけではありますが、この平成27年8月1日から平成28年7月31日までの1年間の負担限度額の認定証を交付させていただいております。

次に、地域支援事業の見直しで高齢者の方の介護はどのようになるのか、また見直される内容は何かという御質問であります。この地域支援事業は高齢者の方が要介護状態、あるいは要支援状態になることを予防するとともに、いわゆる要介護状態となっても、可能な限り地域で自立した生活ができるように町が支援をしていくものであります。

今回の介護保険制度の改正による地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しにおいては、地域支援事業のうちの介護予防事業が新しい総合事業に再編をされて、要支援者に対する予防給付のうち、このホームヘルプサービスやデイサービスが総合事業に移行するほか、従来と比べて多様化したサービスや事業の展開をしていくこととなります。

また、新たに包括的支援事業として、この在宅医療、あるいは介護連携の推進や認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備などに係る事業を実施していくこととなります。そのためにも、町におきましても第6期の介護保険計画に基づいてさまざまな施策の取り組みを進めていきますが、具体的には、1つが在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために在宅医療と介護連携を推進し、また医療ケアが必要な方にも対応できる介護サービスの充実を図ってまいります。2つ目に、認知症になっても、いつまでも住みなれた地域で生活が安心して送れるよう、認知症の方やその家族の支援をよりきめ細かに実施できる体制整備を進めてまいります。3つ目に、高齢者の方が住みなれた家や、あるいは地域で暮らすために、支援を必要とする高齢者を対象にして、多様な在宅サービスを提供し、支援する仕組みづくりをし、住民協働により身近な生活支援サービスの体制整備を進めてまいります。

そして、この現状での認知症の方は一体どれくらい見えて、介護保険との関係ではどうなるのかということですが、平成26年度の状況としまして、認知症の症状を有する方のうち、特に日常生活に支障が生じるとされる方は約200人となります。こうした状況からも、認知症高齢者の方への対策は今後ますます重要であり、第6期の介護保険事業計画からは、これまで任意事業であった認知症施策が地域支援事業の包括的支援事業に位置づけられて、地域包括ケアシステムの構築に向けた重要な施策の一つとなっております。

その内容としては、認知症施策の総合的推進として、1つに、まず相談・支援体制の充実をすること、2つ目に認知症初期集中支援によって在宅生活のサポートをする、3つ目に認知症ケアパス作成と普及をする、4つ目に認知症高齢者と家族介護者の支援の拡充をする、5つ目に認知症サポーターの養成と地域ネットワークの形成をすることを施策として上げております。

具体的には、この認知症予防の教室の開催や、認知症に関する相談、そして医療機関や介護

サービスの事業所等関係機関との連携支援のための認知症地域支援推進員の設置、認知症の方を適切な医療や介護につなげるための認知症初期集中支援チームの設置を、そして認知症の状態に応じた適切な医療や介護のサービス提供の流れを記した認知症ケアパスの作成、認知症に対する町民の皆さんへの普及・啓発、また認知症の方やその家族の方の語らいの場であるサロンや地域での触れ合いや相談の場の開設、またこれらの事業の担い手としてサポーターの養成などを実施してまいります。

いずれにしても、今後増加が見込まれるこの認知症高齢者の方や、その家族の支援をよりきめ細かに実施していく体制整備を進めてまいりたいと思っております。

次に、この報酬の切り下げを撤回して、国の責任で介護労働者の賃金改善を求めることについての御質問であります。

御指摘のとおり、介護保険の介護報酬は3年に一度見直されて、この4月に改定をされましたが、今回の改定においては、介護職員の方の処遇改善、物価の動向や介護事業者の経営状況、そしてまた地域包括ケアの推進等を踏まえて9年ぶりのマイナスの改定となりましたが、この介護職員の処遇改善については1.65%のプラスの改定となっており、この平均賃金の引き上げ対策が講じられてきております。

しかしながら、今後ますます増大をする介護ニーズへの対応とか、あるいは質の高いサービスを確保するためにも、また地域包括ケアシステムの構築のさらなる推進に向けても、この介護職員の方の賃金のみならず、介護現場の環境向上など、介護職員の安定的な確保に向けた取り組みというのは本当に必要なことであると感じております。

そして、安心して介護保険に頼るには、公費の負担拡大しか道はないのではないかと言われてますが、それについての考え方です。この介護保険制度というのは、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度として運営されておりますので、議員が質問で言われたとおり、おおむね半分を公費、半分を保険料等で運営をされていますが、今後さらなる高齢化の進行に伴って、いわゆる介護費用の増加と保険料水準の上昇ということが避けられない中、持続可能な介護保険制度を保持するためには、まず低所得者の方であっても、保険料を負担し続けられるよう対応する必要もあると思います。そのため、本年度から低所得者の方の1号保険料の軽減を強化するため、世帯非課税の方については新たな公費による保険料の軽減を行っております。

また、介護保険サービスについては、第6期介護保険事業計画でも示しておりますが、地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者の方みずからが介護予防に取り組みつつ、なお自分にできることは自分で行い、そして身近な地域で支え合う互助を原則に、それでも対応が困難なときは介護サービス等の共助や公的な福祉サービス等の公助を利用するという考え方を基本とすることが重要なことだと考えております。

介護の必要性があっても、利用できない方への対応が必要ではないかという御質問でありま

す。先ほどの御質問でも申し上げましたが、持続可能な介護保険制度を保持するためには、低所得者の方でも、介護保険料を負担し続けられるように対応することが重要なことと考えております。そのために、今年度から非課税世帯の方については、新たな公費による保険料の軽減を行っておりますし、このほか生活困窮などのどうしても介護保険料の納付が困難な場合には、介護支援福祉金を支給する制度や、あるいは社会福祉法人等の介護サービス利用に対しては、低所得者負担軽減の制度もあります。今後、この地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの中で、生活支援サービス等の利用者負担の適正化に関しても検討していかなければならないと思っておりますが、介護保険制度の枠組みの中で、保険料も含め受益者負担の公平性を図らなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、高齢者の方が健全で安心した生活を保持できることが大切なことですので、まずは町やケアマネジャーなどに御相談をしていただくことが肝要かと考えております。

以上、御質問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（船橋義明君） 一般質問の途中ですが、2時50分まで休憩します。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時50分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。

一般質問の続きをお願いします。

〔10番議員挙手〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

それでは、質問をいたします。

まず安全法案の関係ですが、私が思いますのに憲法9条の大違反だと思いますが、それは自民党政治がずっとこの憲法9条をいろいろに理解して、ここまで曲げてきてしまったところです。自衛隊、もう軍隊を持たないというのが本来ですのに、その自衛隊をここまで成長させていき、そしていよいよ憲法を変えない形でいろいろと言いつけをしていると私は国会討論を見て思うわけですが、国の決めることだからということでは済まされない、いろんな首長さんのお言葉もあるようですが、ただ、町長に確認をしておきたいのは憲法98条、この憲法は国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部はその効力を有しない。2. 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。第99条、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う。この2条については尊重

をして町政を担っていただけるかどうか説明をお願いしたいところですが、その点ではどう思
うかお尋ねをいたします。

それと同時に、私は軍隊を持って国際平和につながるとは思えません。戦争をしないでこそ
世界の平和につながっていくと確信をしておりますが、その点ではどう考えておられるのか、
この2点をお願いいたします。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今御質問があったように、当然私たちや私も含めてこういうような立場
の中では、やはり憲法を守り、そしてまた公務員である限り、全ての公務員は、憲法に対して
誓約をしてここの仕事を始めていることでもありますから、その精神は同じだと思います。

そしてまた、私にしては町民の皆さんの命や、あるいは暮らしであります。政府にしたら
国民の皆さんの生命・財産を守り、暮らしを守る責務があります。その憲法の範囲内でいろ
ろ国際情勢もいろいろ変わってくることもありますが、誰も戦争をしたいなんて思っているの
は一人もおりませんから、そういうような中で、やはり適切な審議や判断をしながら、国民を
守っていただくことが政府の責務であると思っております。

いろんな情報や情勢を考えてみますと、確かに私どももいろいろ将来を見きわめて判断をし
なきゃならないときであると思えます。周辺の状況を見てみましても、例えばどこの国とは言
いませんが、ある意味で、例えばフィリピンのいろんな状況を見ても、やはり危機管理をしつ
かりしていかなければならない状況はあると思えます。日本にしても、やはり周辺の国々との
状況を鑑みながら、本当に住民の皆さんの命や暮らしを守るためにどうしたらいいかというこ
とを考えるのはやっぱり国であり、そのことも戦争を目的に考えるのではなくて、暮らしを守
ることを考えることであると思えますから、ぜひ戦争になんていうのは誰も望んでいないこと
でありますし、誰もそういうことを進めることを望んでいるわけではないと思えます。その辺
のことを今国会の中で審議を見きわめながら、よく判断をしていきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 軍を持って、軍というのは戦をするための自衛隊の整備、今年度5兆
円を超える軍事費の予算からいたしましても、また各地でオスプレイの問題など起こっており
ますが、何をしてもやはり戦で世界を平和にすることはできないということについては御確認
いただけますか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 当然、戦争とか戦というのは誰も望んでいることではないと思えますし、
それが目的で今の自衛隊があるわけではないと思えますから、その辺のことはどの国民も思い
は一緒ではないかと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 戦争をしないほうがいいというのと、戦争をしたがる国に従う日本というところと、そのあたりの見解の相違があると思いますけれども、私は日本国憲法が70年前のあの戦争の反省のもとにできたということからいきましても、どうしても私はこの憲法に沿った政治を培っていくことこそが大事だと思っております。これからも見詰めていきたいと思えますし、言いにくい町長の立場もありますけれども、ここで認めるわけにはいかないので、今後もこの問題では闘いながらいきたいと思えます。

次に、介護保険のほうに参りますが、介護保険の制度を維持していくためにいろいろと国がやってきています。私はもともと福祉の中で適用できるものを、この制度をつくることによって制限をされてきている、それがだんだんに町政の場においてきているという一面をプラスに生かしていくことこそ大事かなという一面もありますが、けれども、この保険制度をつくった以上は、この制度を堅持していくべきだと思っております。

そこでもう1つ、地域でということ地域包括支援センターが大事な役割を果たしていくこととなりますが、今の陣容はどのようなになっているのかお尋ねします。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） それではお答えいたします。

地域包括支援センターの人員体制ということで、センター長を筆頭にしまして、保健師1名、社会福祉士が2名と、あとちょっといろんな話の中で出てきております認知症コーディネーターが1名ということで、計5名の体制で今現在いろいろな事業に取り組んでいただいております。今後の話としましては、認知症コーディネーターがさらにプラス1名必要になってくるということになります。

[10番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） もう1つ、この地域包括支援センターの中に、要支援1・2の方たちが外されて、受け皿がここになると私は理解しておりますが、今後、認定を受けた人から要支援1・2の方も地域包括支援センターの中で、居宅サービスだとかデイサービスも含めて行われていくのかなと思っておりますが、それはどうでしょうか。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） では、お答えいたします。

もともと要支援1・2の方というのは、包括的にマネジメントをされるべく、地域包括支援センターの方々にいろいろマネジメントをしていただいておりますということなんです。その中で、この人に関してはどういったサービスを受けるのがいいのかなということで、それぞれの事業

者、介護福祉施設なり、通所の施設なんかに通ってリハビリをやったりとか、デイサービスを受けたりとか、いろいろ受けるべく受けてみえるということなんです。今までは保険給付費の介護予防給付費という形で支給をされておったんですけども、そのうちの通所系、デイサービスと2種類あるんですけども、それに関して、予防給付ではなくて地域支援事業費の中の日常生活総合事業という形の事業としての組み立てで支給をしていくことになるということです。当然、今までこれじゃないとだめだよという必要な方に関して、いきなりもっとほかのサービスに変えなさいということはできませんから、当然事業者の方と同じようなサービスが提供できるように、今度は町としての委託契約というんですか、そういう形態を変えて同じサービスが確保できるような仕組みにしていくということです。

しかも、それは29年度から一気に変えるんじゃなく、29年度からということで、それまでにいろんなサービスの形態をいろいろ、先ほど町長も申し上げたように、単価設定とか利用者負担とかということが余り負担になってもいけないし、公平性を欠くような形でもいけないので、十分適正単価というのを把握しながらということですし、サービスのあり方、要するにメニューですね。そういったことも本当に必要なものから順次整えていかなければならないですし、サービスの提供者、提供できる方に関しても、事業者だけに限らず多様なサービスの主体といっていますから、いろんなボランティアも含めた形で提供できる、あるいは自分たちで介護予防ができるような形に持っていけるようにという考え方で、この事業計画に沿って進めようというところです。なかなか御説明するのが難しいんですけども、そういった形で計画に沿って進めています。

今、もう一度サービス、何が必要なのか、何が欠けているかということをもう一度調査をして、整理をし、それで担い手としてはどんな人がなり得るかなということは今点検というか、整理をしつつあるというところで、次年度へ向けてどういった進め方をするかという話で進んでいるというところです。

〔10番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 地域包括支援センターとか、それから認知症の関係の事業は、全部含めてこの6期の計画の中では、介護保険の中の給付を受けながらやっていく事業ですか、それとも町の仕事としてやっていく事業なのか。先ほど言われましたセンター長、それから保健師さん、福祉士さん2人、そしてコーディネーターの方が今1人と、そういう方たちの人件費、その他事業費などはどこが主体になるんでしょうか、今後の見通しなどもあわせてお願いいたします。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

介護保険制度の中の事業の組み立てになりますので、笠松町が実施主体となってやるのが地域支援事業という形になっており、笠松町が国や県の負担金ではなく補助金をもらって事業を実施していくということになります。

笠松町が直営で包括支援センターを運営することもできますが、制度発足当時から社会福祉協議会という社会福祉法人に地域包括支援センターの運営を委託して実施しております。その経費につきましては、委託費として介護保険特別会計の地域支援事業費の中で、包括的支援事業として委託料を払っております、ほぼ100%の事業費が委託費として支払われております。ほとんどがマンパワー、人件費的な内容となりますので、そういった形になっております。今後も変わることはないと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） そうしますと、ここの地域包括支援センターの事業の対象者は65歳以上の高齢者全体の介護予防を初め、必要なことを取り組まれていくセンターになるだろうと思うし、そういうふうになっていくことが包括支援センターの目的ではないかと思いますが、その点ではどうでしょうか。

そして、そこで働かれる陣容のほかに、ボランティアなどを組織するということでは有償のボランティアになるのか、それによっても組織の速度は違ってくるような気がしますが、その点をどのように考えられているのか。

もう1つあわせてお聞きしたいんですが、要支援1・2の方はサービスを受けた負担としての1割の負担が今後解消されて平等に事業をやっていく形になるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 地域の実情に応じて多様なサービスを創出なさいという考え方のもとでこれを進めますので、先ほど申し上げたように、今受けてみえるサービスを地域支援事業に移行して受けようとする、やっぱり公平性の問題がありますから、要支援1・2の負担割合というのを考慮しながら単価設定をしていく必要があるのかなど。全く新しいボランティアによる違うサービスで代替ができるのであれば、それはまた別に要支援1・2にこだわることなく、町独自の施策としてやっていけばいいのではないかなという考え方ではおりますが、まだこれからいろいろ検討が必要かと思えます。

ただ、先ほど町長も申し上げましたように、やっぱり公平負担の考え方というのは根底に持たなければいけませんので、皆さん方がやっぱり納得できる単価設定、あるいは負担の考え方というのが必要かと思えます。

ボランティアに関しましては、本当に多種多様だと思います。

ただ、これからいろんなサービス、メニューをつくっていかうとする場合、安定的な確保と

いうことを考えますと、やはり有償ボランティアというのが当然生まれてくるべきかなというような考え方はしております。

例えば、前々回の議会でもいろいろ御質問を受けたシルバー人材センターなども、低価格でいろんなサービスを提供していただければ、それはある意味の有償ボランティアかなというような考え方もできるのではないかと思いますし、ほかの元気に暮らし隊とかのいろんな方は、御自分の生きがいとしてボランティアに参加していただいていますので、そういう方は別に有償じゃなくてもいいよというふうに継続して続けていただけるならば、それはそれでいいんじゃないかなと、御自分が生きがいと介護予防のためにやっているんだということであれば、それは大変貴重な社会資源になるのではないかなというふうに考えております。

[10番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

これから介護保険と地域の福祉サービスと、いろいろに課題が出てきているなということは感じますが、本当に介護保険でできなかったようなこともボランティアの養成などの中でできいき、笠松町の頼りになる地域包括支援センターになるよう私も見詰め、また意見なども言いながら今後頑張っていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（船橋義明君） 3番 伊藤功議員。

○3番（伊藤 功君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

質問に入る前に、このたび9月定例会が去る9月4日から始まりましたが、私の体調管理のまずさから、9月1日から入院するような羽目になり、初日の9月4日を欠席しましたことを心からおわび申し上げます。その結果、大好きだったアルコールを控えることが体のために一番いいんだというふうなことを今言われていまして、ああ、1カ月我慢しないかんのかしらと思うと本当につらい毎日でございますけれども、そんなことはさておいて、体を治すことに一生懸命やっていきたいと思えます。

それでは、質問をさせていただきます。私の質問は大きく分けて2点です。

1点目は、笠松町が行っている事業、資源ごみ分別回収についてであります。そのうち1つ目として、資源ごみの出し方、マナーについてと、2つ目は、2カ月に1回行われる金物・瓦れき収集日における悪徳業者による持ち去りについてを質問します。

まず、プラスチック、ペットボトル、缶、瓶、紙製容器包装、蛍光管、乾電池を出せる日が月1回、もう一回プラスチック、新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、古着も月に1回行われております。その資源ごみ収集におきましては、各町内の役員さん、当番の人たちが早朝よりその場所に出られ、分別がしっかりなされているか、寒い冬、夏の暑さの中、また雨の日もあ

りと町民の協力があればこそできることだと思っております。

そこで質問ですが、このごろなれてきたのはよいのですが、資源ごみの分別がルーズになっていること、一部の町内ではそれこそ当番も立たず、それぞれが収集場所に勝手に置いていく町内もあると聞いております。しっかりやっている町内もあるし、片方ではしっかりやっていない町内があるということについて、町長さんはどう思われますか。

それと関連して、広報8月号に、8月からスプレー缶やカセットボンベの穴あけは不要となり、我々収集日の立会人としては、今までは缶に穴をあけたりしておったんですけども、そういうことはやらなくてもよいということで、確かに楽にはなりました。

ただし、8月20日の中日新聞では、スプレー缶の処理を自治体では各家庭に回収前のガス抜きを求めているが、穴あけ作業は危険を伴い、各戸の穴あけは不要とする処理方式が増加していた、これは笠松町にも入るんですけども。8月20日の新聞によりますと、瀬戸市の廃棄物処理業者がガス抜きを怠り、プレス機で金属圧縮中にスプレー缶が爆発し、その作業員といいますが、従業員が死亡され、大きな問題となりました。当然経営者も書類送検されたことは新聞にも載っておりますので、町長さんも御承知だと思いますが、笠松町の対応はガス抜きなしでよいとのことですけども、瀬戸市の事故を思うと、これからの対応はどういうふうになれるのかお聞かせください。

それでは、2つ目の質問に入ります。

金物・瓦れき日の収集は、もう一つの燃える大型ごみの収集と分けて2カ月に1回ですが、収集場所に役員や当番の人が行く前に、悪徳業者による持ち去りが発生しております。軽トラが走り回って荷台にどこで集めてきたか古自転車やフライパン、電気のコード、要するに金目になるものが積まれております。そういう人たちが私たちのところへ来た場合は、そういう人たちに対し、持って行ってはだめだと、とにかく窃盗になるぞと追い返すし、いっそ欲しいなら瓦れきも一緒に持っていったらどうだと言うと帰っていきます。

しかし、役員が優しい人や当番が女性の人たちだと、ああいう人は怖いから相手にしたくないと黙って好きにさせているのが現実のようです。本来は、決められた時間外の前の晩から出したり、他の町から持ち込んだりすることが一番の原因かとも思いますけれども、そういうことは町長さんもよく耳にされていると思います。何とか手を打っていただかないと、善意で協力している役員や当番の人が納得しません。見解を述べてください。

次に、地方議員のなり手がいない問題についてを質問いたします。

1、2、3の質問事項を用意しましたが、先に笠松町における議員報酬の現状と今後の見直しの予定についてを質問します。

私は、平成12年3月に町会議員として当選させていただきました。最初は定数14名のところへ15名が立候補し、結果上位で当選させていただきました。そのときの議員報酬は1カ月26万

円でしたが、そのときは議員として誇りを持っていましたし、会社員としてもう一つの仕事もあり、報酬のことは何も思いませんでした。

なぜ私が今その問題を取り上げたかという、私たち町会議員の改選時期は来年の3月に迫っております。これからの笠松を思うとき、もっと若い人たちに議員として出てもらい、その人たちにこれからの笠松町を託したい、その人たちの生活が成り立つ報酬を考える時期が来ているように思うからです。町長さんとしてのお考えをお示してください。

次に、全国的に議員のなり手がいない現状についての質問に入ります。

ことし4月の統一地方選挙が実施されましたが、その前に特筆すべき新聞記事が3月31日付でありましたので紹介したいと思います。当然読まれた方もおられると思いますし、今9月定例会の一般質問に言う質問とは違うかも知れませんが、あえて質問させていただきます。

そのときの新聞記事は、関ヶ原町の一町会議員のコメントとして、私たちは行財政改革の一環として県内で2番目に低い月額16万円の報酬では、とても生活が成り立たない。要するに、生活が成り立たないということでしたけれども、働き盛りの40代、50代はとても議員になろうとは思わないだろうという意見が述べられておったのがそのときの新聞記事です。幸い笠松は関ヶ原よりは恵まれています、やはり報酬が市議会と町議会では大きく違うのが原因として、全国的に町村ではこの傾向は多いと思いますが、このことについて町長さんはどう思ってくださいますか。

最後に、単純に議員報酬審議会と私は思っておりましたが、正式には笠松町特別職報酬等審議会というんだそうですけれども、これに対しては町長さんが見直し等を諮問されるんだというふうに聞いておりますが、審議会の運営はどんなされているのか、議員報酬はこのままでいくのか、そこら辺もお尋ねし、未来を託せる人材確保に御尽力くださいますようお願いし、これにて1回目の質問を終わります。

○議長（船橋義明君） 3番 伊藤議員の質問に対する町長の答弁をお願いします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、伊藤議員さんからの御質問の中で、まず資源ごみの回収についてであります、まず初めに町内会の皆さんの御協力による資源ごみの分別回収活動に関しては、心から大変ありがたく感謝を申し上げますが、こうした中で、議員が今御指摘のように、月2回の資源ごみの回収については、各町内会において当番制で資源ごみの回収をしていただいている状況であると理解をしております。

御指摘いただいたことに関しては、具体的なことはちょっとわかりませんが、私どもの範囲では今申し上げたように、全ての町内会がそのような体制で進めていただいていると理解をしております。

そしてまた、今度のスプレー缶の処理についてであります、スプレー缶の処理につきまし

ては、全国でスプレー缶の穴あけが原因と見られる事故が発生していることを受けて、環境省のほうから穴あけをしないほうが望ましいという通達がございました。そういうことから、住民の皆さんのスプレー缶の排出時のリスクを回避するために、収集運搬業者と協議しましたところ対応が可能であると判断をして、ことしの8月から穴あけをせずに回収をする方法に変更させていただきました。

この事故には大きく分けて、分別中、収集中、処理施設での処理中のものに分かれておりますが、まず分別中の事故については、穴あけをせずに回収をする方法に変更しましたので、そういうリスクはないんじゃないかと思えますし、また次に収集中については、パッカー車での回収は行っておらず、いわゆる圧縮しない平積みの収集車で回収をしておりますので、これらの場合も事故の発生がないものと考えております。

最後に、処理施設での処理中についてであります。これについては議員が御指摘の瀬戸市の廃棄物の処理業者の事故というのは、スプレー缶のプレス機が地下の設置型であったために、いわゆるスプレー缶の残留ガスが地下のいろんなスペースにたまって、圧縮時に引火したことが原因だと思われます。当町の間接処理業者である内田商会さんにはプレス機はないですし、またオープンスペースにおいて、手作業で安全に配慮しながら作業を行っておりますので、こちらについても事故の発生がないものと考えております。

現在、このようにそれぞれの段階での事故防止策を講じているとの認識であります。一層の事故防止の観点から、排出時にスプレー缶の混入が確認できるように、今後はアルミ缶、スチール缶、スプレー缶の3種類に変更することも検討をしていきたいと考えております。

いずれにしても、スプレー缶については、中身を使い切った上で、穴をあけずに回収する方法ということをもっと広報等で伝えてまいりたいと思っております。

次に、金物・瓦れきの収集日に他の業者が持ち去ることについての御指摘であります。

近年、売却益の出る資源物の持ち去りというのが全国的に発生をしております。このために資源物の持ち去りに対する抑止策の一つとして、いわゆる廃棄物条例の中に資源ごみの持ち去り禁止条項というのを規定するなど対応している自治体もありますが、県内においては、平成27年8月現在で13の市町村でこの条例が施行済みであります。

しかしながら、県内のごみ収集事業者をまとめている岐阜県清掃事業協同組合から聞くところによりますと、条例施行後も持ち去り行為は後を絶たない状況であるということや、また笠松町においても、確かに持ち去り情報が寄せられております。町としては、昨年度から不法投棄用の監視カメラを購入しておりますが、これもまた持ち去り事例に関しても町内に貸し出しをさせていただいておって、これは一定の成果を上げておるわけであり。一部の方によるごみ出しの時間の早出しというのが大きな要因でもあることでもありますので、今後も町民の皆さんの協力をいただきながら、その上でごみステーションの監視カメラの増設などで持ち去り

の抑止に努めていきたいと考えております。

また、昨年度から各家庭にある古い携帯電話やゲーム機、そしてまた今年度からパソコンなど、特に価値の高いものの回収や資源化を図るために、役場庁舎内に小型家電の回収ボックスの設置などで対応しているところではありますが、今年度の小型家電の回収量を検証しながら、この小型家電回収ボックスの増設も含めて資源回収の拡充に努めてまいりことも検討して、ごみステーションに出さないことによる持ち去られない方法等も考えてまいりたいと思っております。

2つ目に、笠松町における議員報酬の現状と今後の見直しの中で、生活が成り立つ報酬額に見直す時期が来ているのではないかというお話もございましたが、この現在の報酬月額というのは17年の行財政改革以降、それまでの26万から2万円減の24万円となっております。この額は県内の21の町村の状況と比較してみますと、平均額よりも2万3,000円ほど上回っておりますが、人口と産業構造をもとに分類した類似団体で比較してみますと、6つの類似団体の中では最も低い報酬額となっております。

若い人たちに議員として町を盛り上げていただきたいということは私も同じ思いではありますが、本来、議員報酬というのは報酬という性質上、いわゆる生活の保障という側面まで求められるものではないことですので、議会議員としての職務に対応する報酬であるかどうか重要であり、その判断基準としてはそれぞれの市町村の人口や、あるいは財政規模、そしてまた財政状況等が優先されるものと考えております。そして、住民の皆さんの理解が得られるものでなければならないと思っております。

その次に、市議会議員と町議会議員の報酬に差があることについての御質問であります。議員が言われますように、確かに県内においても、町議会議員の報酬額というのは市議会議員の報酬額に比べて低い状況となっており、議員のなり手不足の一つの要因となっているかもしれません。

しかし、議員のなり手不足という問題というのは、報酬以外にもさまざまな要因が考えられると思います。町政や国政に限らずに、多くの人々が政治に関心を持っていただき、政治に携わる魅力を感じていただく必要があると感じております。そのためには、町政に対する透明性を高め、またより開かれた行政運営を推進していくことが重要であると考えております。

そして、その報酬の見直しの際に、報酬審の諮問についての考え方ではありますが、特別職報酬等審議会の役割というのは、議員も御質問の中にあつたように、議員報酬等を改定する場合に、私から諮問に応じて報酬額の適否等を審議していただいて、その結果を答申していただくものであります。審議会というのは、町内在住の学識経験者5名の方で構成するものとなっております。これは諮問の都度任命をさせていただいております。

審議会においては、諮問の内容に応じて、町の財政状況や、あるいは近隣市町村の報酬月額

等も勘案をして、そしてまた県や国の経済指標や経済見通し等も参考にしながら、将来的に安定した町政運営を見据えて、その時々で適切な報酬額となるよう議論を重ねていただいております。

この審議会は、客観性を期すために、当然審議中には私ども2役や職員は同席をせずに、非公開で行われております。そして、議員報酬等の改定に当たっては、この審議会からの答申結果を受けて、最終的に私が適切な報酬額について判断をし、それを議会に改正条例等案を提出させていただくというのが段階であります。

議員報酬の改定時期については、依然として厳しい経済情勢の中にあるので、住民の皆さんの理解が得られる範囲で、町の財政状況等、当然これも踏まえながら、今後この審議会に諮問する時期につきましては、慎重に検討をしてみたいと思っております。

[3番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 3番 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） ありがとうございます。

耳の痛い答弁をいただきまして、と言いますのは私も70過ぎますと息子がちょうど48かな、一番脂が乗っている時期なんですよ。笠松でいうと、間宮君とか青井君とか関谷そろばんのあそこら辺とみんな同級生なんですけれども、本当に結構優秀な子がおまして、おやじもいかげん引退することも考えて、そういう子にちょっと声をかけたらどうだと言われていましてね、声をかけたらみんな手を振りました、やめてやめてと。何でと言ったら、子供の生活がかかっておるでだめだということで、なかなか難しいんだなということは思います。ですから、これはやっぱり先ほど町長が言われましたように、大きな希望を持って笠松町をよくするために俺は頑張るんだというような子があらわれてくれるのを待つんだなというふうに思いました。そういうことを実感しましたので、これはありがとうございました。

それでは、最初の資源ごみのことですが、このごろスーパーにはボックスがつくってあって、ペットボトルを入れるところ、アルミ缶を入れるところ、トレイを入れるところ、それから牛乳パックか、そんなボックスがあるんですよ、スーパーの入り口に。そういうことで、そういうところへ持っていく人が多くなっているんです。なぜ町内へ持ってこないのと聞くと、町内は遠いし、買い物に行ったときに持っていったほうが簡単だし、そしてあなたたち文句を言うだろうと言われました。立っておる人がこれは汚れておるとか言うと、逆にこっちへ持ってきてくれない、そういうところへ持っていくという人が多くなっていることも事実ありますので、そこら辺一遍ちょっと把握していただきたいと思っております。

それともう1つは、続きですが、空き地を利用してコンテナを置いて、新聞、雑誌、段ボール、これも無料で入れてくださいというところが結構ふえているんです。そういうところがたくさん出てきたら何か我々がやっておることが無駄みたいだななんていうふうなこともこの前

も言っていたんですが、そこら辺どういうふうに思われますか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） そのような考えや意見というのは、今から何年も前から出ており、いわゆるみんな当番に出られない方も見えるので、ストックヤードを町でいろいろ考えてやったらどうなんだという意見も一部あったこともありました。これを資源ごみ等の減量推進員の皆さんに一回お話ししたときに、やはり町内のいろんなコミュニティーや町内で今進めている分別収集というのが一番いい方法なので、ストックヤードではなくて今の体制づくりを進めようということで推進をいただきました。

ところが、町がそういうストックヤードをつくるのではなくて、いろんなサービスとしてそういうものをつくっている業者のところへ、買い物のついでで持っていかれる方がいるために、町で収集している資源ごみの量が減ってきているというのも現実ではないかと思えます。

しかし、今いろんな状況を見てみますと、どの町内においてもやはり町内の一つのコミュニティーづくりもあって、こういうことをみんなで行おうよということで当番制を決めてやっていただける町内が大半であります。今の体制というのは、やはりそれぞれの資源ごみだけではなくて、町のいろんなコミュニティーづくりにとっても、また町内のコミュニティーづくりにとっても大事な一つの行事であるという考え方を含め、それぞれの町内で体制づくりをしていただきながら、無理がないような形で進めていただいているというのが現状ではないかと思っておりますし、そういうことをまたぜひ今の皆さんにお力添えをいただきながら進めていきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 3番 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） 町長がおっしゃるとおりのことをうちの町内会長の高嶋さんが言いまして。コミュニティーで今まで会えない人と、こうやって一月か三月か、当番が回ってきたときしか会えないんですけれども、そうやって会えることを喜ばないかんと言われたことが事実ありますので、そういうふうにこれからは自分も気持ちをそっちのほうへ持っていきたいと思います。

それから、きょうは、それこそ頭がぼけていますのでまたうちへ忘れてしまって、何を再質問をやるんだったのかというようなことを思いながら再質問をやっておるような状況で申しわけないんですけれども、最後に、新聞、雑誌、段ボール、それから古着、牛乳パックだったかな、先日の日曜日に松枝小学校で資源回収があったんです。その月曜日は田代地区の資源回収があり、全く同じ収集内容なんですけれども、そこら辺もう少し日程を調整をするということはどうでしょうか、そこらだけお尋ねして。

前の日に小学校でやっているから、次にせつかく町内でやっても、ほとんどもう町内には集

まらないと。やっぱり小学校へ出してやったほうが喜ぶだろうというような親さんが多いというようなことだったんですけれども、もう少し調整できないかなということだけ思いましたので、これを最後の質問にします。よろしくお願いします。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えさせていただきます。

各地域での収集日につきましては、年度計画でそれぞれ曜日が決まって、収集日が設定されておるところでございます。

また、学校ですとか、あと地域との関係は公民館のほうで学社連絡協議会という場がございます、そちらでそれぞれの事業計画等を調整しながら、どこの団体がこういったような行事をやるというようなことも含めて、情報共有しながら設定はしておられるところであります。近い日程という部分でやむを得ない部分もあるのかなと思いますけれども、また協議しながら調整していただければということで投げかけてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（伊藤 功君） ありがとうございます。それでは、よろしくお願いします。

○議長（船橋義明君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

延会 午後3時47分